

第2章 平成16年改正に至る経緯

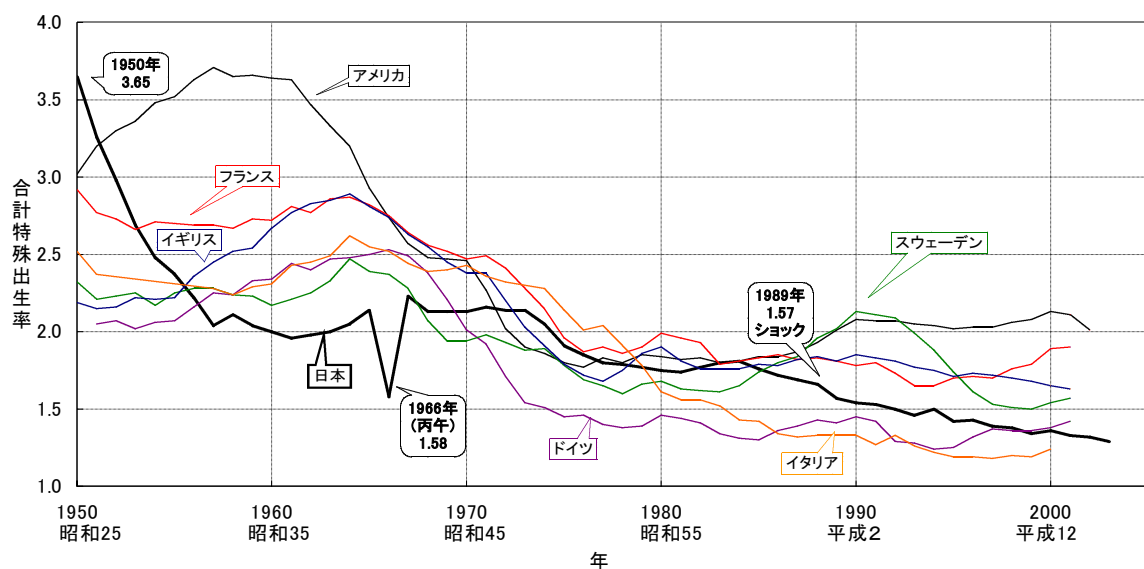
- 1 年金制度を取り巻く社会・経済状況の推移と現状
- 2 厚生年金、国民年金の財政の推移と現状
- 3 これまでの制度改革と財政再計算

1 年金制度を取り巻く社会・経済状況の推移と現状

1. 少子高齢化の推移と現状

我が国の合計特殊出生率(その年の年齢別出生率で1人の女性が子どもを生んだとした場合に、一生の間に生むこととなる子どもの数)は、終戦後の昭和25(1950)年には3.65と非常に高い水準であった。その後急激に低下したものの、昭和30(1955)年代以後、丙午(ひのえうま)という特殊事情の影響により1.58となった昭和41(1966)年以外は、人口を維持する程度の水準前後でしばらく推移していた。しかし、昭和50(1975)年における1.91以降、多少の上下変動はあるものの再び低下傾向を示し、平成元(1989)年には、ついに丙午(ひのえうま)の年の1.58を下回り、「1.57ショック」と呼ばれた。その後も低下傾向のまま推移し、平成15(2003)年には1.29と人口を維持するのに必要な水準を大きく下回っている。欧米主要先進国と比較してみると、アメリカは概ね人口を維持できる水準を保っており、イギリスやフランス等も1.5を上回る水準で推移している。我が国と並んでイタリアやドイツも国際的には最も低い水準にあるものの、これらの国は低下しつづけている我が国とは異なり、近年は下げ止まりつつある。(第2-1-1図)

第2-1-1図 合計特殊出生率の各国別推移



一方、我が国の平均寿命をみると、昭和40(1965)年には男67.74年、女72.92年であったが、その後急速に上昇した。近年では、終戦後より上昇速度は遅くなったものの、上昇傾向は依然として続いており、平成15(2003)年には男で78.36年、女で85.33年となっている。諸外国と比較してみると、急速に世界有数の長寿国になったといえる。(第2-1-2図)

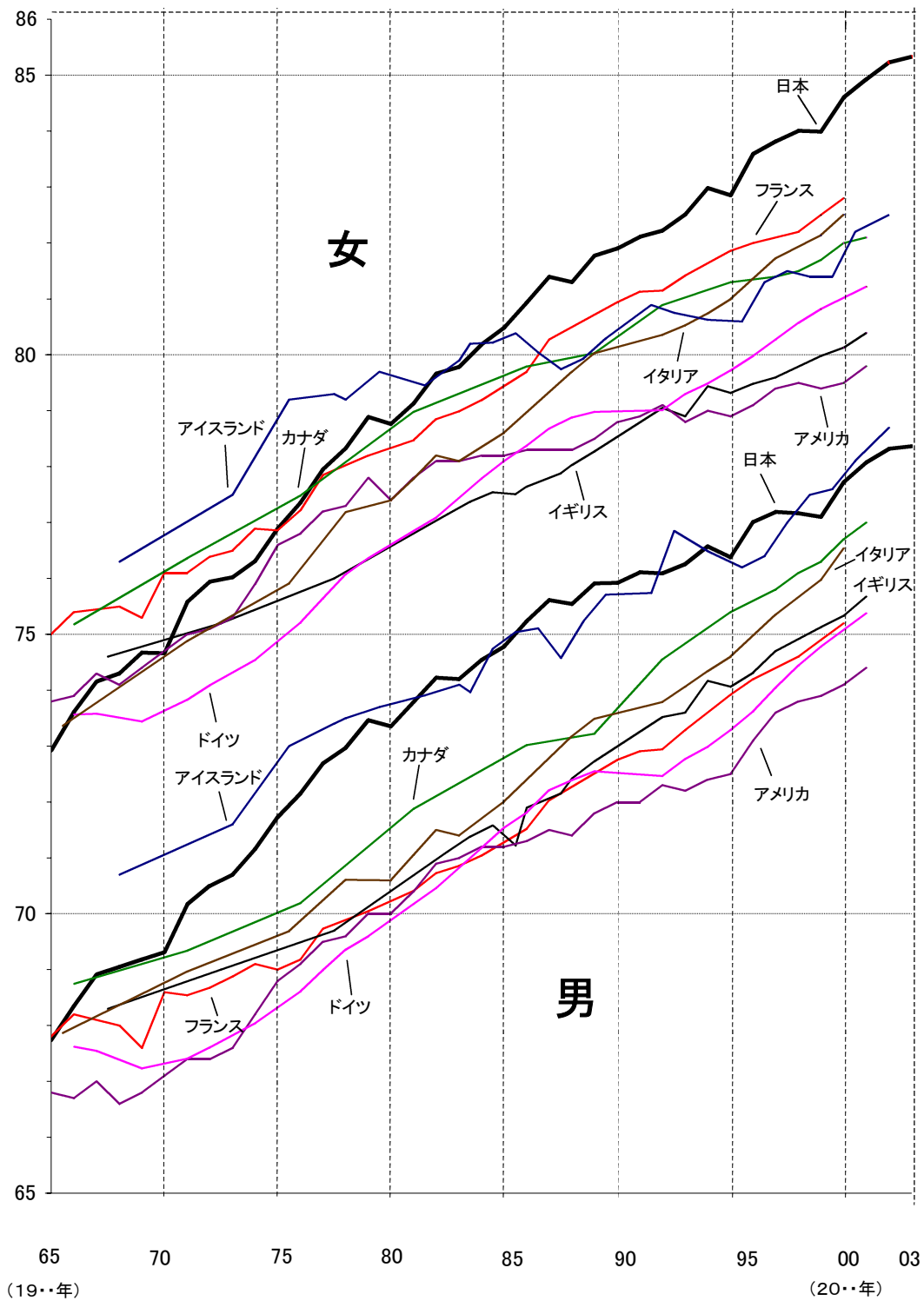
平成14(2002)年に公表された将来推計人口(中位推計)によると、平成62(2050)年の合計特殊出生率は人口を維持するのに必要な水準を大きく下回る1.39であり、平均寿命は男80.95年、女89.22年まで伸びると見込まれている。

結果として、今後も我が国では少子高齢化が欧米主要先進国の中でも例をみないほど急速に進行すると見込まれる。高齢化率(総人口に占める65歳以上人口割合)を欧米主要先進国と比べてみると、欧米主要先進国以上の速さで急速に上昇してきた我が国の高齢化の水準は、今後も欧米主要先進国の水準を大きく超え、平成62(2050)年にはイタリアと並ぶ30%台後半という高水準にまで到達すると見込まれている。(第2-1-3図)

また、現役世代が何人で老人1人を支えているかを示す指標である、20歳～64歳人口の65歳以上人口に対する比率は、昭和25(1950)年には10人で1人を支えていたが、平成12(2000)年には3.6人で1人を支える状態となっており、今後平成62(2050)年度には1.4人で1人を支えることになるものと見込まれているなど、世代間扶養の仕組みである年金制度にとっては、極めて厳しい状況となっている。(第2-1-4図)

第2-1-2図 諸外国の平均寿命の年次推移

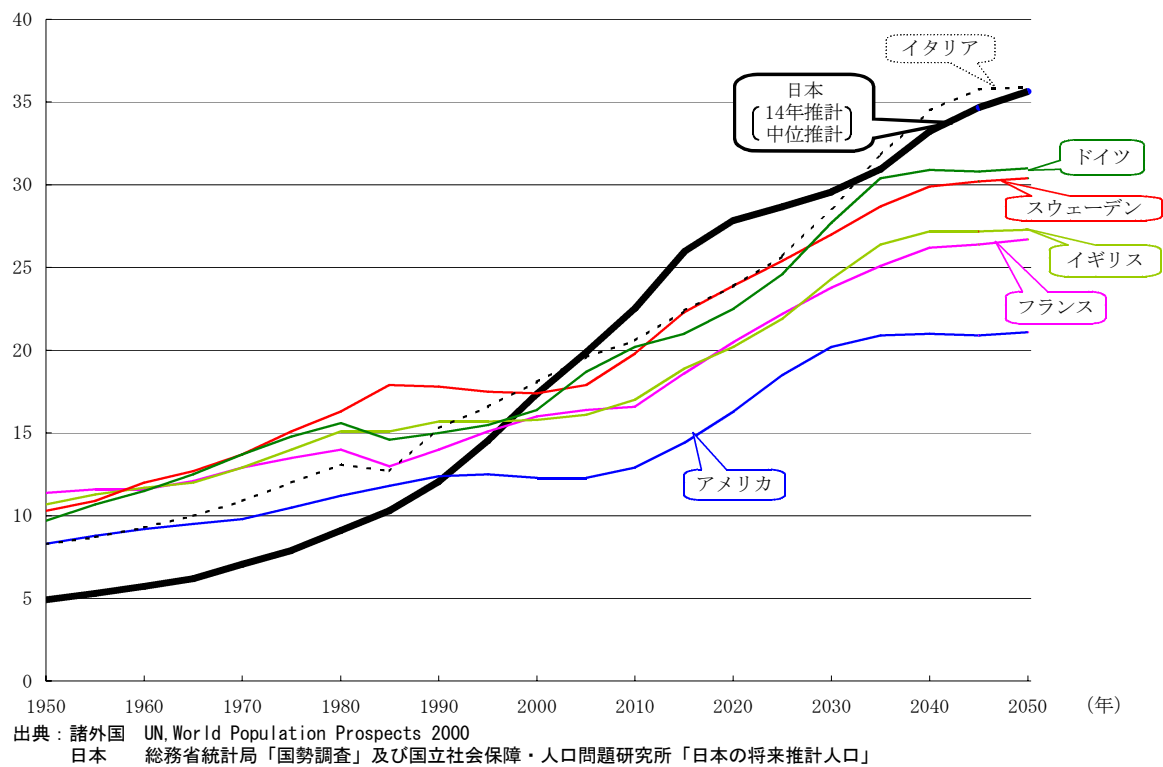
平均寿命(年)



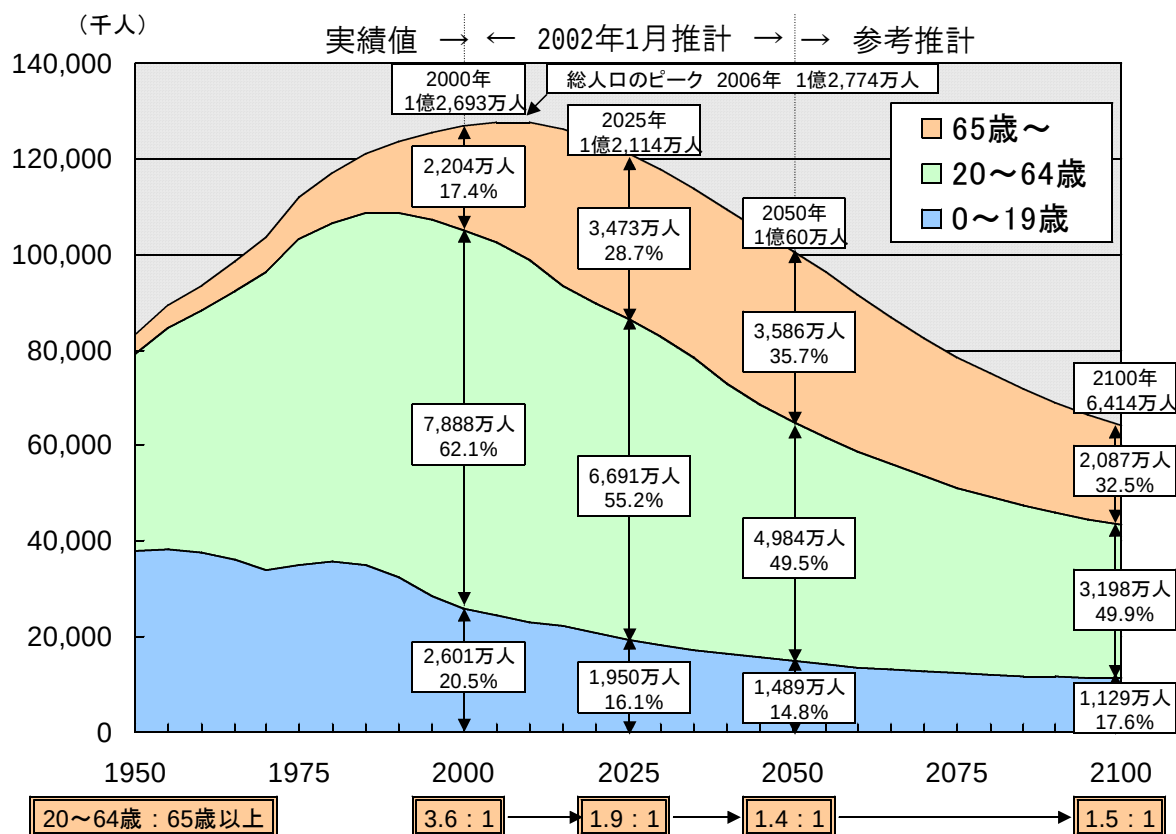
資料 : U. N. Demographic Yearbook 等

注 : 1990年以前のドイツは、旧西ドイツの数値である。

第2-1-3図 主要先進国の65歳以上人口割合：1950～2050年



第2-1-4図 年齢区分別人口の推移（平成14年1月中位推計）



2. 女性、高齢者の社会進出の推移と現状

わが国の女性の労働力率は増加しており、例えば30～34歳では、昭和50(1975)年の43.9%以降増加し続け、平成15(2003)年には60.3%となっている。(第2-1-1表)

一方、高齢者は昨今の不景気の影響で労働力率が伸び悩んでいる。例えば60～64歳男性の労働力率は、昭和63(1988)年の71.1%以降平成5(1993)年の75.6%まで増加したが、その後は減少し平成15(2003)年には71.2%となっている。(第2-1-2表)

第2-1-1表 女性の労働力率

年次	Year	総数	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65歳以上	65～69	70歳以上
昭和43年	1968	50.7	38.2	70.0	48.0	49.6	58.4	64.3	63.4	58.0	49.6	39.0	19.0	28.3	12.6
44	1969	50.1	35.1	70.0	47.0	49.0	57.6	64.0	62.9	57.7	49.4	39.2	18.5	28.2	12.1
45	1970	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	62.8	63.0	58.8	48.7	39.1	17.9	27.8	11.6
46	1971	48.8	31.7	69.2	43.3	46.1	55.9	62.2	61.7	57.8	50.2	38.5	16.7	26.4	10.8
47	1972	47.7	28.5	67.5	42.9	45.8	55.4	62.0	62.5	57.5	49.2	37.7	15.5	25.6	9.9
48	1973	48.2	28.0	67.3	44.4	46.9	56.1	62.2	62.7	58.7	50.4	38.4	16.7	27.0	10.5
49	1974	46.5	23.9	65.9	43.3	44.9	54.7	60.6	62.4	57.5	49.0	37.8	15.7	25.7	9.7
50	1975	45.7	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3	24.7	9.3
51	1976	45.8	19.1	66.4	44.3	44.4	54.3	60.3	61.4	58.1	49.6	37.4	15.2	25.5	9.0
52	1977	46.6	19.8	67.6	46.0	46.2	55.5	62.1	62.2	58.5	49.8	38.2	15.3	25.5	9.2
53	1978	47.4	20.2	68.3	46.6	47.6	57.2	62.9	63.9	59.0	51.0	38.4	15.8	25.8	9.5
54	1979	47.6	18.6	69.9	48.2	47.5	58.2	63.8	64.1	59.1	50.7	38.8	15.6	26.1	9.6
55	1980	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8	15.5	25.8	9.6
56	1981	47.7	18.0	70.3	50.0	48.9	58.8	64.6	64.8	58.8	50.0	38.5	15.6	26.1	9.5
57	1982	48.0	17.2	71.1	51.0	49.5	59.7	65.7	65.9	59.4	50.3	38.6	16.0	26.6	10.0
58	1983	49.0	18.7	72.1	52.8	50.4	60.3	67.6	66.9	60.6	51.5	39.6	16.1	27.4	10.3
59	1984	48.9	18.5	72.4	53.9	50.6	59.6	68.1	67.1	61.0	50.9	38.0	15.9	27.0	10.2
60	1985	48.7	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	67.9	68.1	61.0	51.0	38.5	15.5	26.8	10.0
61	1986	48.6	17.2	73.8	54.5	50.0	61.0	68.8	68.1	61.7	49.9	38.6	15.2	26.3	9.8
62	1987	48.6	16.6	73.6	56.9	50.5	61.3	68.4	68.4	61.8	50.8	38.5	15.4	26.5	10.1
63	1988	48.9	16.5	73.7	58.2	50.9	61.3	68.1	69.3	63.3	50.9	38.6	15.7	26.5	10.3
平成元年	1989	49.5	17.3	74.3	59.6	51.1	62.4	68.8	70.7	64.2	52.2	39.2	15.8	26.7	10.3
2	1990	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5	16.2	27.6	10.4
3	1991	50.7	17.8	75.6	63.2	52.9	62.1	70.4	72.1	66.5	55.5	40.7	16.6	28.7	10.6
4	1992	50.7	17.6	75.6	64.0	52.7	62.4	70.5	72.0	67.6	55.6	40.7	16.7	29.3	10.7
5	1993	50.3	17.4	74.5	64.3	52.7	61.7	70.3	71.9	66.9	56.4	40.1	16.0	28.0	10.1
6	1994	50.2	17.0	74.2	65.3	53.5	61.6	69.8	71.2	67.4	56.4	39.4	15.9	27.5	10.4
7	1995	50.0	16.0	74.1	66.4	53.7	60.5	69.5	71.3	67.1	57.0	39.7	15.6	27.2	10.3
8	1996	50.0	16.3	73.8	67.9	54.8	60.8	69.5	71.6	66.9	58.1	39.0	15.4	27.0	10.1
9	1997	50.4	16.8	73.4	68.2	56.2	62.3	70.9	72.2	67.9	58.7	39.8	15.4	27.2	10.2
10	1998	50.1	17.3	73.4	69.2	55.8	62.2	70.2	72.4	67.8	59.1	40.1	15.2	26.5	10.4
11	1999	49.6	16.8	72.4	69.7	56.7	61.5	69.5	71.8	67.9	58.7	39.7	14.9	26.2	10.1
12	2000	49.3	16.6	72.7	69.9	57.1	61.4	69.3	71.8	68.2	58.7	39.5	14.4	25.4	9.8
13	2001	49.2	17.5	72.0	71.1	58.8	62.3	70.1	72.7	68.2	58.4	39.5	13.8	24.4	9.4
14	2002	48.5	16.7	70.1	71.8	60.3	61.8	70.5	72.4	67.7	58.1	39.2	13.2	24.0	9.0
15	2003	48.3	16.6	69.4	73.4	60.3	63.1	70.3	72.5	68.1	58.9	39.4	13.0	23.8	8.8

〔資料〕 総務庁（省）統計局「労働力調査報告」

〔注〕 本表の数値は年内月平均値である。

(労働力人口÷15歳以上人口) × 100

第2-1-2表 男性の労働力率

年次	Year	総数	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65歳以上	65～69	70歳以上
昭和43年	1968	82.1	37.0	82.3	97.5	97.9	97.8	97.6	97.5	95.9	91.1	82.0	52.1	67.6	39.0
44	1969	81.9	33.8	80.5	97.3	97.6	97.8	97.7	97.2	96.2	91.7	82.0	51.3	68.3	37.6
45	1970	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5	49.4	66.2	36.5
46	1971	82.2	30.7	81.3	97.9	98.1	97.8	97.8	97.2	96.3	92.2	81.4	48.0	66.4	34.2
47	1972	82.1	27.4	81.2	97.3	97.9	97.9	97.6	97.5	95.9	92.2	80.4	46.8	64.6	33.8
48	1973	82.1	25.2	79.9	97.7	98.4	98.1	98.0	97.0	96.5	92.2	81.1	46.6	64.8	33.8
49	1974	81.8	23.6	77.9	97.2	98.3	98.1	98.0	97.2	95.9	92.1	80.2	45.7	65.1	32.6
50	1975	81.4	20.5	76.5	97.2	98.1	98.1	97.6	96.7	96.2	92.2	79.4	44.4	63.9	31.6
51	1976	81.2	19.1	75.1	97.5	98.0	98.1	97.4	96.8	96.8	91.3	80.0	43.1	61.7	29.7
52	1977	80.6	18.3	72.6	97.3	98.2	97.5	97.6	97.4	96.4	90.6	78.5	42.2	60.2	30.2
53	1978	80.3	18.1	71.6	96.2	97.7	98.0	97.6	97.2	95.7	90.9	78.4	41.5	60.1	29.2
54	1979	80.2	18.0	70.1	96.3	97.8	98.1	98.1	97.2	95.6	91.9	77.1	41.1	59.6	28.8
55	1980	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0	60.1	28.4
56	1981	79.8	17.4	70.3	96.3	97.7	97.7	97.4	97.1	95.6	91.1	76.5	41.0	59.7	28.5
57	1982	79.5	18.1	70.2	96.4	97.5	98.0	97.7	97.1	95.7	91.1	76.0	38.8	57.4	28.0
58	1983	79.4	19.1	71.0	96.5	97.5	97.9	97.5	97.1	95.8	91.3	74.9	38.9	57.4	28.3
59	1984	78.8	18.2	71.0	96.2	97.3	97.8	97.6	97.1	95.6	90.5	73.8	37.6	55.7	27.4
60	1985	78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5	37.0	55.6	26.8
61	1986	77.8	18.0	70.8	95.9	96.8	97.3	97.3	96.6	95.3	90.5	72.5	36.2	53.9	26.4
62	1987	77.3	17.4	71.3	95.9	96.9	97.3	97.3	97.2	95.5	91.0	71.7	35.6	53.8	25.9
63	1988	77.1	17.2	71.0	96.2	97.0	97.5	97.5	97.2	96.0	91.3	71.1	35.8	54.5	26.1
平成元年	1989	77.0	17.0	71.2	96.0	97.0	97.5	97.4	97.6	96.0	91.6	71.4	35.8	53.4	26.0
2	1990	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9	36.5	54.1	26.3
3	1991	77.6	19.1	72.8	96.1	97.4	97.9	97.9	97.4	96.3	93.2	74.2	38.0	56.8	26.6
4	1992	77.9	19.4	74.5	96.4	98.0	98.1	98.2	98.0	97.1	93.6	75.0	38.2	56.5	26.6
5	1993	78.0	19.0	75.2	96.5	98.0	98.3	98.3	97.9	97.2	94.1	75.6	37.7	55.3	26.3
6	1994	77.8	18.3	74.9	96.3	97.7	98.2	97.7	97.8	97.1	94.0	75.0	37.6	54.7	26.2
7	1995	77.6	17.9	74.0	96.4	97.8	98.0	97.8	97.7	97.3	94.1	74.9	37.3	54.2	26.1
8	1996	77.7	18.4	74.6	97.0	98.0	97.9	98.2	97.7	97.4	94.6	74.5	36.7	53.1	26.1
9	1997	77.7	18.9	75.0	96.5	97.8	98.0	98.1	97.8	97.5	94.8	74.5	36.7	53.3	26.2
10	1998	77.3	18.7	74.2	96.1	97.7	98.0	97.8	97.7	97.0	94.5	74.8	35.9	52.9	25.4
11	1999	76.9	18.5	72.8	95.6	97.5	97.7	97.7	97.5	97.1	94.7	74.1	35.5	52.6	25.3
12	2000	76.4	18.4	72.7	95.8	97.7	97.8	97.7	97.3	96.7	94.2	72.6	34.1	51.1	24.3
13	2001	75.7	17.9	71.9	95.4	97.2	97.8	97.7	97.2	96.3	93.9	72.0	32.9	50.1	23.0
14	2002	74.7	17.8	71.4	94.6	96.9	97.3	97.4	97.1	96.3	93.8	71.2	31.1	48.1	21.8
15	2003	74.1	16.6	70.8	94.4	96.7	96.9	97.5	97.2	96.0	93.5	71.2	29.9	46.7	21.2

〔資料〕 総務庁（省）統計局「労働力調査報告」

〔注〕 本表の数値は年内月平均値である。

(労働力人口÷15歳以上人口) × 100

3. 経済状況の推移と現状

(1) 物価上昇率

消費者物価指数の伸び率の推移をみると、昭和48(1973)年10月に勃発した第4次中東戦争をきっかけとして起こったオイルショックの時期以降、現在まで傾向として低下している。(第2-1-3表)

このため、オイルショックの時期を含めた昭和48(1973)から平成14(2002)年までの過去30年の平均では3.5%となるが、昭和63(1988)から平成14(2002)年までの過去20年平均では1.0%、平成5(1993)から平成14(2002)年までの過去10年平均では0.2%となり、平成10(1998)から平成14(2002)年までの直近の5年平均では-0.4%とデフレ状態となっている。(第2-1-5図)

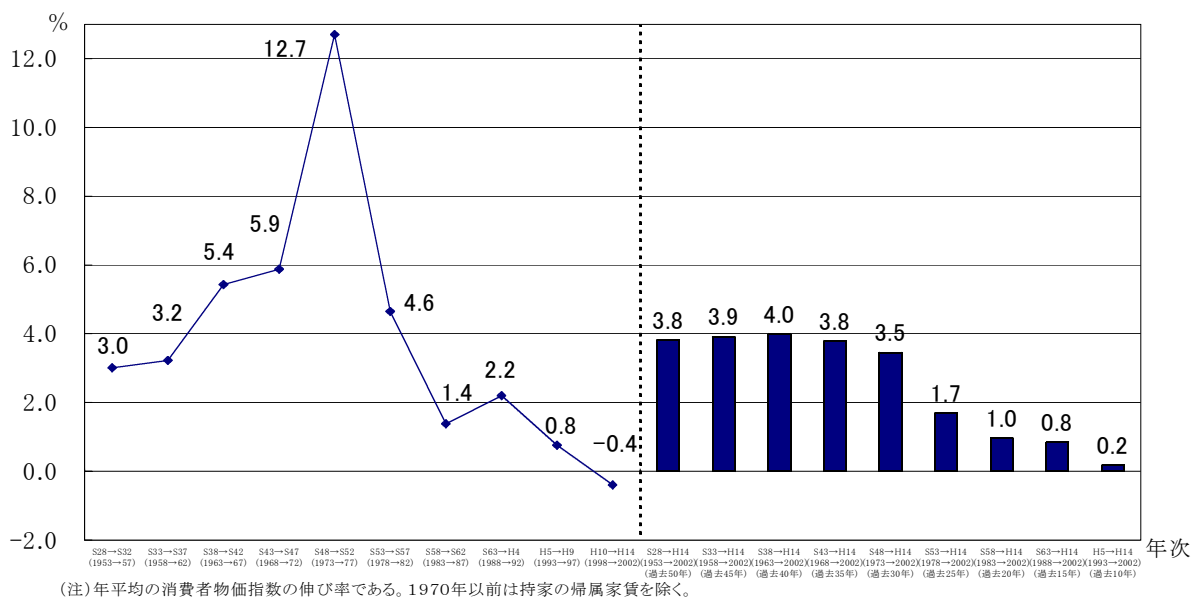
第2-1-3表 物価上昇率の推移

(単位：%)

年次	消費者物価 上昇率	年次	消費者物価 上昇率
昭和27(1952)年	5.0	昭和56(1981)年	4.9
昭和28(1953)年	6.5	昭和57(1982)年	2.8
昭和29(1954)年	6.5	昭和58(1983)年	1.9
昭和30(1955)年	-1.1	昭和59(1984)年	2.3
昭和31(1956)年	0.3	昭和60(1985)年	2.0
昭和32(1957)年	3.1	昭和61(1986)年	0.6
昭和33(1958)年	-0.4	昭和62(1987)年	0.1
昭和34(1959)年	1.0	昭和63(1988)年	0.7
昭和35(1960)年	3.6	平成元(1989)年	2.3
昭和36(1961)年	5.3	平成2(1990)年	3.1
昭和37(1962)年	6.8	平成3(1991)年	3.3
昭和38(1963)年	7.6	平成4(1992)年	1.6
昭和39(1964)年	3.9	平成5(1993)年	1.3
昭和40(1965)年	6.6	平成6(1994)年	0.7
昭和41(1966)年	5.1	平成7(1995)年	-0.1
昭和42(1967)年	4.0	平成8(1996)年	0.1
昭和43(1968)年	5.3	平成9(1997)年	1.8
昭和44(1969)年	5.2	平成10(1998)年	0.6
昭和45(1970)年	7.7	平成11(1999)年	-0.3
昭和46(1971)年	6.3	平成12(2000)年	-0.7
昭和47(1972)年	4.9	平成13(2001)年	-0.7
昭和48(1973)年	11.7	平成14(2002)年	-0.9
昭和49(1974)年	23.2	平成15(2003)年	-0.3
昭和50(1975)年	11.7		
昭和51(1976)年	9.4		
昭和52(1977)年	8.1		
昭和53(1978)年	4.2		
昭和54(1979)年	3.7		
昭和55(1980)年	7.7		

(注)1970年以前は持家の帰属家賃を除く

第2-1-5図 物価上昇率（単年当たり）の推移



（2）賃金上昇率

名目賃金上昇率から物価上昇率を控除した実質賃金上昇率の推移をみると、近年、経済状況の悪化により低下傾向にあるが、特にボーナスの支給率が低下してきていることから、現金給与総額の伸び率が低下している。（第2-1-4表）

このため、現金給与総額については直近10年間の平均伸び率、平均標準報酬月額及び毎月きまって支給する給与については、直近5年間の平均伸び率が1.0%を下回っているが、それ以前については5年平均伸び率はおおむね1.0%以上となっている。（第2-1-6図）

第2-1-4表 賃金上昇率の推移

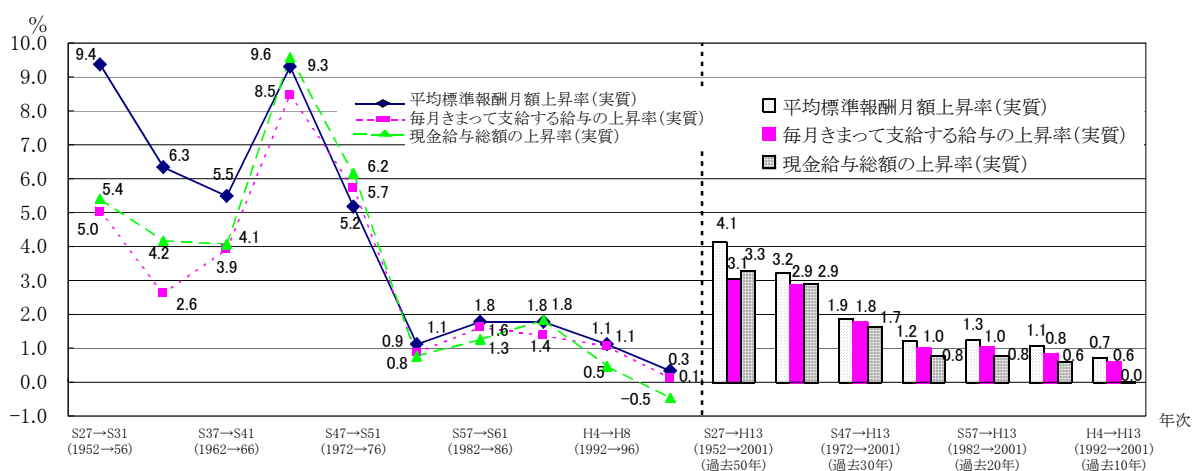
(単位:%)

年 次	賃 金					
	名 目			実 質		
	標準報酬月額 上昇率	きまって支給する 給与の上昇率 (暦年)	現金給与総額 の上昇率 (暦年)	標準報酬月額 上昇率	きまって支給する 給与の上昇率 (暦年)	現金給与総額 の上昇率 (暦年)
昭和27 (1952) 年	4.2	15.8	15.4	-0.8	10.8	10.4
昭和28 (1953) 年	2.9	11.2	12.0	-3.6	4.7	5.5
昭和29 (1954) 年	62.4	5.5	4.3	55.9	-1.0	-2.2
昭和30 (1955) 年	2.2	3.5	4.1	3.3	4.6	5.2
昭和31 (1956) 年	1.9	6.7	8.9	1.6	6.4	8.6
昭和32 (1957) 年	2.1	1.6	3.6	-1.0	-1.5	0.5
昭和33 (1958) 年	1.3	2.3	2.6	1.7	2.7	3.0
昭和34 (1959) 年	1.5	6.1	7.7	0.5	5.1	6.7
昭和35 (1960) 年	31.7	5.7	7.9	28.1	2.1	4.3
昭和36 (1961) 年	10.2	10.1	11.8	4.9	4.8	6.5
昭和37 (1962) 年	10.4	9.2	9.2	3.6	2.4	2.4
昭和38 (1963) 年	7.6	9.6	10.2	0.0	2.0	2.6
昭和39 (1964) 年	9.1	11.8	10.9	5.2	7.9	7.0
昭和40 (1965) 年	22.5	8.7	8.4	15.9	2.1	1.8
昭和41 (1966) 年	8.5	10.5	11.8	3.4	5.4	6.7
昭和42 (1967) 年	9.3	12.2	13.0	5.3	8.2	9.0
昭和43 (1968) 年	9.9	12.9	14.7	4.6	7.6	9.4
昭和44 (1969) 年	23.8	14.2	16.6	18.6	9.0	11.4
昭和45 (1970) 年	15.2	16.6	17.5	7.5	8.9	9.8
昭和46 (1971) 年	17.4	14.9	14.6	11.1	8.6	8.3
昭和47 (1972) 年	12.1	15.6	16.0	7.2	10.7	11.1
昭和48 (1973) 年	23.4	18.7	21.5	11.7	7.0	9.8
昭和49 (1974) 年	24.3	24.9	27.2	1.1	1.7	4.0
昭和50 (1975) 年	10.7	18.1	14.8	-1.0	6.4	3.1
昭和51 (1976) 年	16.8	12.5	12.5	7.4	3.1	3.1
昭和52 (1977) 年	8.8	9.2	8.5	0.7	1.1	0.4
昭和53 (1978) 年	5.7	7.1	6.4	1.5	2.9	2.2
昭和54 (1979) 年	5.7	5.8	6.0	2.0	2.1	2.3
昭和55 (1980) 年	8.8	5.7	6.3	1.1	-2.0	-1.4
昭和56 (1981) 年	5.2	5.2	5.3	0.3	0.3	0.4
昭和57 (1982) 年	4.5	5.0	4.1	1.7	2.2	1.3
昭和58 (1983) 年	2.9	3.3	2.7	1.0	1.4	0.8
昭和59 (1984) 年	3.4	3.3	3.6	1.1	1.0	1.3
昭和60 (1985) 年	5.1	3.2	2.8	3.1	1.2	0.8
昭和61 (1986) 年	2.6	2.9	2.7	2.0	2.3	2.1
昭和62 (1987) 年	1.9	2.0	1.9	1.8	1.9	1.8
昭和63 (1988) 年	3.0	3.5	3.5	2.3	2.8	2.8
平成元 (1989) 年	5.1	3.1	4.2	2.8	0.8	1.9
平成2 (1990) 年	4.5	3.8	4.7	1.4	0.7	1.6
平成3 (1991) 年	3.9	4.0	4.4	0.6	0.7	1.1
平成4 (1992) 年	2.4	2.5	2.0	0.8	0.9	0.4
平成5 (1993) 年	1.4	1.5	0.3	0.1	0.2	-1.0
平成6 (1994) 年	2.9	2.0	1.5	2.2	1.3	0.8
平成7 (1995) 年	1.3	1.5	1.1	1.4	1.6	1.2
平成8 (1996) 年	1.2	1.4	1.1	1.1	1.3	1.0
平成9 (1997) 年	1.8	1.3	1.6	0.0	-0.5	-0.2
平成10 (1998) 年	-0.2	-0.3	-1.3	-0.8	-0.9	-1.9
平成11 (1999) 年	-0.2	0.0	-1.3	0.1	0.3	-1.0
平成12 (2000) 年	1.0	1.1	0.5	1.7	1.8	1.2
平成13 (2001) 年	0.0	-0.8	-1.1	0.7	-0.1	-0.4
平成14 (2002) 年	-1.4	-1.1	-2.4	-0.5	-0.2	-1.5
平成15 (2003) 年	-0.1	-0.1	-0.4	0.2	0.2	-0.1

(注1) 平均標準報酬月額とは年末(12月)の対前年同月比の伸び率、毎月きまって支給する給与、現金給与総額及び実質の上昇率を計算する基となる消費者物価指数は年平均の伸び率である。

(注2) きまって支給する給与の上昇率及び現金給与総額の上昇率は、平成2(1990)年以前は事業所規模30人以上、平成3(1991)年以降は事業所規模5人以上、調査産業計の上昇率である。

第2-1-6図 実績賃金上昇率（単年当たり）の推移



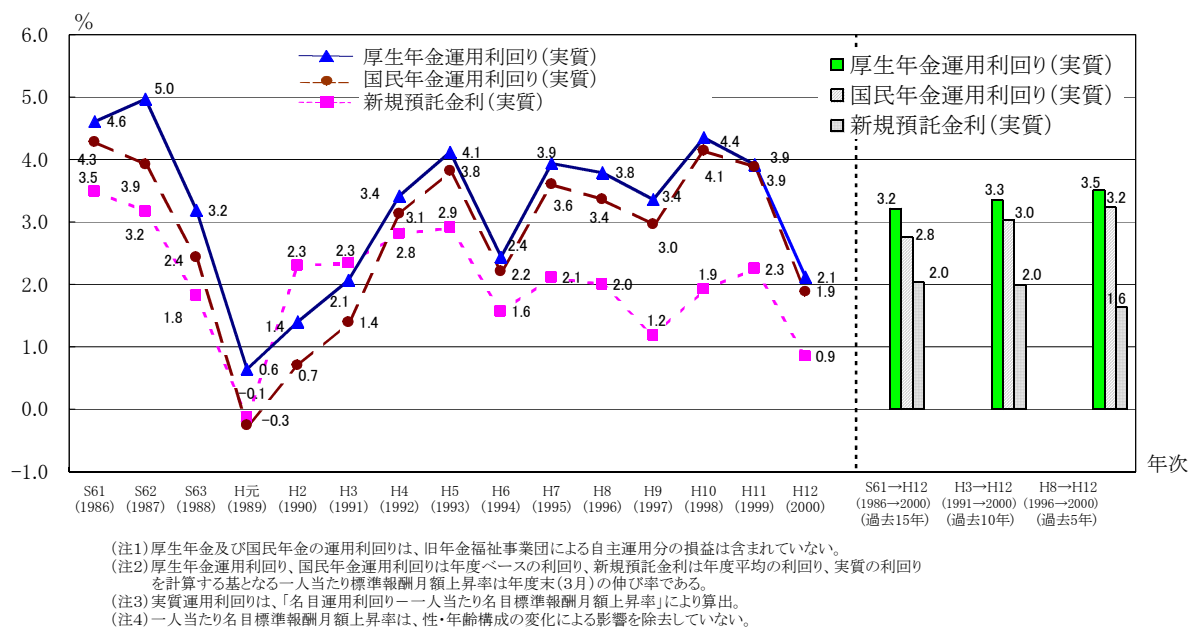
(注1) 平均標準報酬額は年末(12月)の対前年同月比の伸び率、毎月きまって支給する給与、現金給与総額及び実質の上昇率を計算する基となる消費者物価指数は年平均の伸び率である。
 (注2) 毎月きまって支給する給与の上昇率及び現金給与総額の上昇率は、1990年以前は事業所規模30人以上、1991年以降は事業所規模5人以上、1970年以前は製造業、1971年以降は調査産業計の上昇率である。
 (注3) 実質賃金上昇率は、「名目賃金上昇率-消費者物価指数」により算出。
 (注4) 各賃金上昇率は、性・年齢構成の変化による影響を除去していない。
 ※ 標準報酬月額は、5、6、7月の給与の平均により10月から定時改定する仕組みとなっており、給与上昇の反映が遅れることとなるため、年平均の上昇率でなく、12月の前年同月に対する給与の上昇率を使用した。

(3) 運用利回り

名目運用利回りから名目賃金上昇率を控除したもの（以下、実質的な運用利回りという。）の推移については、年度により変動はあるものの平成11年財政再計算の前提であった1.5%をおおむね上回っている。特に近年は名目の新規預託金利や名目賃金上昇率が下降局面となった状況であるが、過去の預託分の金利が比較的高いことから、厚生年金及び国民年金の実質的な運用利回りは高い水準となっている。

なお、年金積立金については、平成12年度までは全額を旧資金運用部へ預託することが義務づけられていたが、財投改革に伴い、平成13年度から預託義務が廃止されて、厚生労働大臣が年金積立金に最もふさわしい方法で自主運用する仕組みへと変わり、さらに今回の法改正により、年金積立金管理運用独立行政法人により年金積立金が運用されることとなった。

第2-1-7図 実質運用利回り（対1人当たり名目標準報酬月額）の推移
（昭和61年度～平成12年度）



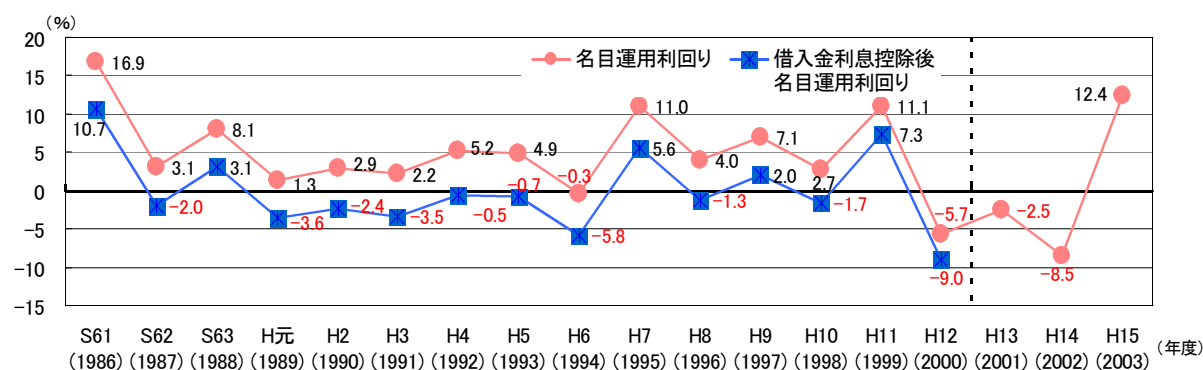
第2-1-5表 厚生年金及び国民年金の運用利回り（名目）の実績
（昭和61年度～平成12年度）

	過去15年（平均） （S61→H12） （1936→2000）	過去10年（平均） （H3→H12） （1991→2000）	過去5年（平均） （H8→H12） （1996→2000）
厚生年金	5.4%	4.8%	4.1%
国民年金	4.9%	4.5%	3.9%

（注1）旧年金福祉事業団による自主運用分の損益は含まれていない。

（注2）年度ベースの名目運用利回りである。

第2-1-8図 旧年金福祉事業団及び年金資金運用基金の運用利回り（名目）の実績



○ 旧年金福祉事業団のの nominal 運用利回りの平均(15年間(昭和61年度～平成12年度)) 4.96%
(利息控除後 -0.12%)

(注1) 時価ベースの運用利回りである。

(注2) 昭和61年度～平成12年度は旧年金福祉事業団の運用に係る値であり、平成13年度以降は年金資金運用基金の運用に係る値である。

(注3) 借入金利息控除後 nominal 運用利回りとは、運用収益から旧資金運用部からの借入利息を控除して算出した nominal 運用利回りである。

第2-1-6表 平成13年度以降（全額自主運用への移行期）の運用利回り

	年 度	名目運用利回り				実質的な運用利回り
		積立金全体				積立金全体
			市場運用	財投債 引受け分	財政融資 資金預託分	
厚生 年金	平成13年度	1.99%	-2.59%	1.13%	3.02%	2.27%
	平成14年度	0.21%	-8.53%	0.89%	2.77%	1.38%
	平成15年度	4.91%	12.43%	0.83%	2.41%	5.19%
国民 年金	平成13年度	1.29%	-2.59%	1.13%	2.57%	1.56%
	平成14年度	-0.39%	-8.53%	0.89%	2.50%	0.77%
	平成15年度	4.78%	12.43%	0.83%	2.34%	5.06%

(出所) 厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書

(注1) 市場運用分は運用手数料等控除後の数字である。

(注2) 実質的な運用利回りは、 $(1 + \text{名目運用利回り} \div 100) \div (1 + \text{名目賃金上昇率} \div 100) \times 100 - 100$ により求めている。ここで、名目賃金上昇率は、年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬月額上昇率である。

2

厚生年金、国民年金の財政の推移と現状

1. 被保険者数の動向

(1) 厚生年金

厚生年金の適用事業所数及び被保険者数についてのこれまでの推移は、第2-2-1表のとおりである。

適用事業所数は昭和17(1942)年度末には6万事業所であったが、その後、数次の適用拡大があり、昭和30(1955)年度末には26万5千事業所と約4倍に増加した。また、被保険者数も昭和17(1942)年度末には356万人であったものが、昭和30(1955)年度末には840万人と倍以上に増加した。昭和30年代後半から昭和40年代前半にかけては、適用範囲についての制度上の変更はなかったが、高度経済成長に伴う適用事業所や被用者の増加があり、被保険者数は大幅に増大した。しかし、昭和48(1973)年度から昭和50年代初めにかけては、オイルショックを契機に高度成長から安定成長に向かうという経済情勢の変化があり、適用事業所数、被保険者数ともに横ばいであった。

経済情勢の変化の影響は特に女子の被保険者数の動向にあらわれている。昭和35(1960)年度から昭和45(1970)年度までは、経済の高度成長期にあたり、女子で1.8倍と男子の1.6倍を上回る被保険者数の伸びを示した。しかし、昭和48(1973)年度から昭和50年代初めにかけての期間においては、男子については徐々に増加しているものの、女子については昭和48(1973)年度をピークとして減少している。女子は、その後、増減を繰り返し、昭和54(1979)年度から増加傾向にある。このように、女子の被保険者数は経済成長期に大きく伸び、不況期には減少するという傾向がみられ、経済情勢を敏感に反映していることがわかる。

その後、昭和50年代後半から平成になるまでの間は、5人未満事業所への適用拡大があり、被保険者数は着実に増加した。しかしながら、近年は、厳しい経済状況に伴う雇用環境の変化に伴い、平成9(1997)年度末の3,347万人をピークに、減少傾向にあり、平成14年度に農林年金の統合及び65～69歳被用者への厚生年金の適用拡大による一時的な被保険者数の増加があったものの、平成15(2003)年度末の被保険者総数は3,212万人となっている。

第 2 - 2 - 1 表 厚生年金適用事業所数及び被保険者数の推移

(年度末現在)

年度	適用事業所数	船舶所有者数	被 保 険 者 数						厚生年金基金加入者数
			合計	一般男子	女子	坑内員	任意継続	船員	
	千	千	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
昭和17 (1942)	60	4	3,557	3,168	0	294	・	95	・
20 (1945)	91	・	4,411	3,128	1,038	160	・	84	・
25 (1950)	167	6	6,237	4,323	1,528	262	0	124	・
30 (1955)	265	8	8,402	5,774	2,220	232	10	165	・
35 (1960)	399	10	13,457	8,992	3,997	234	17	216	・
40 (1965)	583	11	18,670	12,269	5,979	147	23	252	・
45 (1970)	732	11	22,522	14,834	7,313	80	33	262	3,899
46 (1971)	746	11	22,775	15,093	7,323	63	36	261	4,669
47 (1972)	777	11	23,372	15,528	7,493	52	38	261	4,968
48 (1973)	814	12	24,003	15,975	7,690	42	39	257	5,283
49 (1974)	835	12	23,910	16,112	7,455	42	45	256	5,329
50 (1975)	855	12	23,893	16,158	7,392	40	58	245	5,341
51 (1976)	876	12	24,084	16,292	7,452	39	64	237	5,395
52 (1977)	892	12	24,131	16,353	7,434	38	77	228	5,440
53 (1978)	914	12	24,392	16,528	7,520	35	92	217	5,571
54 (1979)	942	11	24,925	16,869	7,715	33	97	211	5,786
55 (1980)	968	11	25,445	17,181	7,922	33	103	205	5,964
56 (1981)	986	11	25,896	17,456	8,097	32	112	199	6,182
57 (1982)	1,001	11	26,223	17,666	8,212	29	124	193	6,344
58 (1983)	1,011	10	26,549	17,848	8,354	28	133	185	6,563
59 (1984)	1,021	10	26,932	18,109	8,484	27	135	177	6,792
60 (1985)	1,030	10	27,234	18,344	8,573	25	126	166	7,058
61 (1986)	1,050	9	26,994	18,169	8,531	20	118	156	7,265
62 (1987)	1,105	9	27,676	18,643	8,780	14	92	146	7,645
63 (1988)	1,207	9	28,769	19,341	9,213	12	65	138	8,268
平成元 (1989)	1,311	9	29,921	20,046	9,689	9	45	131	9,034
2 (1990)	1,409	9	30,997	20,699	10,132	8	32	126	9,845
3 (1991)	1,488	8	31,959	21,258	10,552	8	22	120	10,678
4 (1992)	1,536	8	32,493	21,589	10,768	7	16	114	11,585
5 (1993)	1,564	8	32,651	21,694	10,829	6	12	109	11,926
6 (1994)	1,587	8	32,740	21,773	10,848	5	10	104	12,062
7 (1995)	1,606	7	32,808	21,823	10,873	5	8	99	12,146
8 (1996)	1,652	7	32,999	21,942	10,955	3	5	94	12,106
9 (1997)	1,703	7	33,468	22,361	11,011	3	3	89	12,267
10 (1998)	1,691	7	32,957	22,039	10,830	3	2	82	12,017
11 (1999)	1,683	7	32,481	21,720	10,680	3	1	78	11,705
12 (2000)	1,674	6	32,192	21,508	10,608	3	0	74	11,405
13 (2001)	1,651	6	31,576	21,087	10,419	1	-	69	10,878
14 (2002)	1,629	6	32,144	21,414	10,663	1	-	66	7,870
15 (2003)	1,618	6	32,121	21,305	10,753	1	-	63	5,806

資料：社会保険庁「事業年報」、平成15(2003)年度は社会保険庁調べ。

- (注) 1 平成9(1997)年度以降の被保険者数は、旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合、旧日本電信電話共済組合の旧3公社共済組合適用の被保険者を含む。
2 平成14(2002)年度以降の被保険者数は、旧農林漁業団体職員共済組合適用の被保険者を含む。
3 厚生年金基金加入者数には、将来返上を行った基金の加入者を含めていない。

第3種被保険者のうち坑内員は、昭和25(1950)年度には被保険者数26万人を数えていたが、その後は減少の一途をたどり、平成15(2003)年度末には、千人未満となっている。任意継続(第4種)被保険者数は、昭和59(1984)年度には13万5千人であったが、昭和60(1985)年改正により昭和61(1986)年度から一定の経過措置をもって廃止されることとなり、平成13(2001)年度末には該当者はいなくなっている。また、船員である被保険者数は、昭和45(1970)年度末の26万人をピークとして減少し、平成15(2003)年度末には6.3万人とピーク時の4分の1になっている。

第2-2-2表 厚生年金被保険者の平均年齢

(単位: 歳)

年 度	合 計	一般男子	女 子
昭和40(1965)	32.6	34.0	29.6
45(1970)	34.9	36.1	32.4
50(1975)	37.3	38.0	35.7
51(1976)	37.9	38.4	36.7
52(1977)	38.0	38.7	36.6
53(1978)	38.4	39.1	36.9
54(1979)	38.6	39.3	37.0
55(1980)	38.5	39.3	36.7
56(1981)	38.7	39.5	36.9
57(1982)	38.8	39.6	37.1
58(1983)	38.9	39.8	37.1
59(1984)	39.0	39.9	37.2
60(1985)	39.2	40.1	37.3
61(1986)	38.6	39.5	36.7
62(1987)	38.5	39.5	36.5
63(1988)	38.7	39.7	36.6
平成 元(1989)	38.9	39.8	36.8
2(1990)	39.0	40.0	37.0
3(1991)	39.2	40.2	37.2
4(1992)	39.4	40.3	37.3
5(1993)	39.5	40.5	37.5
6(1994)	39.7	40.6	37.9
7(1995)	39.9	40.7	38.2
8(1996)	40.1	40.9	38.5
9(1997)	40.2	41.1	38.6
10(1998)	40.4	41.2	38.8
11(1999)	40.5	41.3	38.9
12(2000)	40.6	41.4	39.0
13(2001)	40.7	41.5	39.0
14(2002)	41.3	42.1	39.6
15(2003)	41.4	42.2	39.6

第2-2-2表は厚生年金被保険者の平均年齢の推移を示したものである。なお、平成15(2003)年度は全数統計であるが、平成14(2002)年度までは厚生年金の被保険者を抽出率100分の1(平成2(1990)年度までは500分の1)で抽出し、そ

の標本の平均年齢を算出したものである。平均年齢は、昭和40年代には年当たり0.5歳程度上昇していたが、その後次第に上昇の度合いは緩やかとなり、現在では若干の上昇傾向を示す状況となっている。平成15(2003)年度末の平均年齢は男子で42.2歳、女子で39.6歳となっている。なお、平成14年度の上昇は、65歳以上への適用拡大の影響によるものである。

第2-2-3表 1人当たり給与の推移

(単位：円)

年	総 数		男 子		女 子	
	現金給与 総 額	きまって支 給する給与	現金給与 総 額	きまって支 給する給与	現金給与 総 額	きまって支 給する給与
昭和35(1960)	21,747	17,818	26,116	21,315	11,267	9,408
40(1965)	36,752	29,458	43,796	34,970	21,110	17,220
45(1970)	70,240	53,379	83,374	63,661	40,200	31,479
50(1975)	163,229	122,766	186,847	141,614	95,419	74,072
55(1980)	238,175	181,102	284,088	215,199	151,874	117,011
56(1981)	250,847	190,832	300,449	227,436	158,801	122,906
57(1982)	259,967	198,736	312,965	237,992	163,471	127,260
58(1983)	267,312	205,610	323,021	247,131	167,028	130,867
59(1984)	279,624	213,955	337,561	257,063	174,093	135,434
60(1985)	285,371	219,452	346,714	265,300	177,363	138,726
61(1986)	295,099	226,680	357,485	273,115	184,351	144,249
62(1987)	301,520	232,168	365,362	279,703	188,356	147,908
63(1988)	308,974	237,290	376,737	287,520	190,909	149,773
平成元(1989)	323,395	246,059	396,071	299,324	198,218	154,315
2(1990)	329,443	249,510	407,729	306,416	201,513	156,519
3(1991)	345,358	260,778	426,933	320,066	213,547	164,979
4(1992)	352,333	267,512	434,926	327,913	220,339	170,983
5(1993)	352,744	271,183	436,151	332,929	221,243	173,833
6(1994)	358,455	277,175	443,082	340,364	225,382	177,812
7(1995)	362,510	281,623	448,130	345,888	227,440	180,242
8(1996)	365,810	284,976	451,802	349,594	229,981	182,909
9(1997)	371,670	288,641	458,774	353,805	233,112	184,983
10(1998)	366,481	287,853	451,064	352,021	231,010	185,079
11(1999)	353,679	281,283	442,703	349,419	221,563	180,164
12(2000)	355,474	283,846	445,643	353,071	221,920	181,313
13(2001)	351,335	281,882	440,196	350,436	220,727	181,121
14(2002)	343,480	278,933	429,110	345,969	217,284	180,139
15(2003)	341,898	278,747	428,432	346,489	215,730	179,979

資料：厚生労働省「毎月勤労統計」

(注) 規模5人以上である。(総数の昭和40(1965)年以前、また男女の昭和50(1975)年以前についてはサービス業を除く)

第 2 - 2 - 4 表 厚生年金の標準報酬月額の平均の推移

(単位：円)

年 度	合 計	一般男子	女 子	坑 内 員	船 員
昭和30 (1955)	11, 884	13, 391	7, 530	16, 040	・
35 (1960)	16, 690	19, 660	9, 516	25, 098	・
40 (1965)	29, 342	34, 670	18, 178	38, 751	・
45 (1970)	54, 806	64, 823	34, 306	71, 149	・
48 (1973)	89, 439	105, 747	55, 439	111, 694	・
50 (1975)	122, 552	141, 376	81, 166	167, 383	・
55 (1980)	188, 263	220, 444	119, 082	248, 016	・
56 (1981)	197, 986	231, 680	126, 036	264, 340	・
57 (1982)	206, 904	241, 861	132, 549	278, 622	・
58 (1983)	212, 666	248, 448	137, 149	287, 147	・
59 (1984)	219, 956	256, 872	142, 162	294, 727	・
60 (1985)	231, 161	270, 435	148, 177	303, 757	・
61 (1986)	237, 022	276, 333	153, 580	311, 278	280, 153
62 (1987)	241, 299	280, 533	158, 168	305, 829	284, 135
63 (1988)	248, 667	289, 120	163, 789	315, 727	286, 059
平成元 (1989)	261, 839	305, 200	172, 036	327, 465	301, 435
2 (1990)	273, 684	318, 682	181, 493	342, 224	318, 666
3 (1991)	284, 362	330, 566	190, 914	354, 887	333, 511
4 (1992)	291, 145	337, 142	198, 458	365, 433	345, 673
5 (1993)	295, 125	340, 798	203, 125	374, 234	353, 246
6 (1994)	303, 611	351, 140	207, 696	390, 047	363, 927
7 (1995)	307, 530	355, 607	210, 526	396, 997	367, 371
8 (1996)	311, 344	359, 836	213, 720	404, 524	371, 453
9 (1997)	316, 881	365, 532	217, 624	406, 838	373, 917
10 (1998)	316, 186	363, 777	218, 915	406, 776	371, 121
11 (1999)	315, 353	361, 901	220, 278	370, 827	370, 737
12 (2000)	318, 688	365, 917	222, 587	369, 175	366, 382
13 (2001)	318, 679	365, 143	224, 311	376, 364	366, 802
14 (2002)	314, 489	359, 249	224, 292	392, 061	362, 128
15 (2003)	313, 893	358, 875	224, 394	378, 782	377, 137

資料：社会保険庁「事業年報」、平成15(2003)年度は社会保険庁調べ。

(注) 1 年度末平均値である。

2 昭和50年以前の合計については、任意継続被保険者を除いた平均である。

第 2 - 2 - 3 表と第 2 - 2 - 4 表は、1 人当たりの給与の推移と厚生年金の標準報酬月額の推移を示したものである。厚生年金の保険料や年金給付は、基本的に被保険者の報酬額に応じて決定されるが、被保険者が実際に受ける報酬をそのまま算定基礎として用いると事務処理が煩雑になることから、報酬をいくつかの階級に分けて、その階級に代表的な報酬額（標準報酬）を与え、それを算定基礎

として用いる報酬とすることとしている。基本的に、4月から6月（平成14年度までは5月から7月）の3か月間の報酬月額（ボーナスは含まない）の平均を基準に標準報酬月額を決定し、その年の9月（平成14年度までは10月）から翌年に改定されるまで適用される。対象となる者や給与の範囲に若干の相違があり、標準報酬月額ときまって支給する給与は必ずしも一致するものではないが、標準報酬の等級は、制度改正のたびに、給与の実態に応じて改定されてきているので、長期的にみて、標準報酬月額ときまって支給する給与の平均値は、ほぼ同じ傾向で変動してきている。

（２）国民年金

国民年金の被保険者数のこれまでの推移は、第2-2-5表、第2-2-6表のとおりである。

国民年金における強制適用の被保険者数は、制度発足当時の昭和36(1961)年度末には1,577万人であったが、その後少しずつ増加し、昭和53(1978)年度末には2,019万人となった。しかし、その後は減少し、昭和60(1985)年度末には1,764万人となった。昭和45(1970)年度末までの被保険者数の増加については、制度発足当初の適用対象が50歳未満であったため、昭和45(1970)年度末までは60歳到達による資格喪失が発生しなかったということによるところが大きい。その後、労働力人口が増加しているにもかかわらず、あまり強制適用の被保険者数が増加していないのは、産業構造や就業構造の変化によるものであると考えられる。

昭和50(1975)年度に強制適用の被保険者数が40万人程度増加しているが、これは、昭和48(1973)年改正による保険料の特例納付措置（昭和49(1974)年1月～昭和50(1975)年12月）の影響であると考えられる。一方、任意加入の被保険者数については昭和55(1980)年度までは着実に増加を続けていたものの、昭和56(1981)年度からは減少している。

昭和61(1986)年度から基礎年金制度が施行され、国民年金の被保険者の構成は大きく変わった。自営業者等からなる従来の強制適用の被保険者は第1号被保険者となったが、その際、それまで任意加入対象者となっていた20歳以上60歳未満の被用者年金の障害年金受給権者や老齢年金の受給資格期間を満たしている者などが新たに第1号被保険者として強制適用されることとなったため、昭和61(1986)年度末における第1号被保険者数（任意加入被保険者56万人を除く。）は、昭和60(1985)年度末における強制適用の被保険者数に比べて130万人程度多くなっている。また、従来、任意加入の被保険者の大部分を占めていた被用者年金制度における被保険者の被扶養配偶者は第3号被保険者となったが、それまで任意加入していなかった者も第3号被保険者として届出を行ったため、昭和

61(1986)年度末における第3号被保険者数は、昭和60(1985)年度末における任意加入の被保険者数に比べて350万人程度多くなっている。

さらに、被用者年金制度の被保険者も国民年金の第2号被保険者となり、昭和61(1986)年度末において国民年金の被保険者数は6,332万人となった。

国民年金の被保険者数は、基礎年金制度創設後しばらくの間、第1号被保険者は減少傾向、第2号被保険者及び第3号被保険者は増加傾向であったが、近年の厳しい経済状況に伴う雇用環境の変化に伴い、この傾向が逆転して、第2号被保険者が減少し、第1号被保険者が増加してきている。第3号被保険者については、女性の社会進出と男性の第2号被保険者の減少の結果、平成7年度末をピークに減少してきている。被保険者数の合計については、20～59歳の国民は全て国民年金の被保険者となる仕組みであることから、現役世代の人口の推移に連動し、平成11(1999)年度末までは増加してきたが、その後、緩やかな減少に転じており、今後は、少子化の影響を受け、減少傾向が続くものと見込まれる。

第2-2-5表 国民年金被保険者数の推移（昭和60年度まで）

(年度末現在、単位：千人)

年度	合計			男子			女子		
	計	強制	任意	計	強制	任意	計	強制	任意
昭和36(1961)	18,241	15,773	2,468	7,619	7,097	521	10,622	8,675	1,947
37(1962)	18,533	15,996	2,537	7,655	7,145	509	10,878	8,851	2,027
38(1963)	18,833	16,232	2,600	7,697	7,199	498	11,135	9,034	2,102
39(1964)	19,320	16,632	2,688	7,818	7,324	494	11,502	9,308	2,194
40(1965)	20,016	17,184	2,832	8,022	7,526	496	11,994	9,658	2,335
41(1966)	20,996	17,935	3,061	8,331	7,825	505	12,665	10,109	2,556
42(1967)	21,727	18,414	3,312	8,540	8,024	516	13,186	10,390	2,796
43(1968)	22,311	18,743	3,568	8,689	8,162	526	13,622	10,580	3,042
44(1969)	23,407	19,051	4,356	9,017	8,290	727	14,390	10,761	3,629
45(1970)	24,337	19,508	4,829	9,294	8,487	807	15,043	11,021	4,022
46(1971)	23,669	19,537	4,132	8,977	8,534	443	14,692	11,003	3,689
47(1972)	24,410	19,696	4,714	9,108	8,647	461	15,302	11,049	4,253
48(1973)	25,136	19,640	5,495	9,267	8,668	599	15,868	10,972	4,896
49(1974)	25,218	19,625	5,593	9,138	8,679	459	16,080	10,946	5,134
50(1975)	25,884	20,038	5,845	9,185	8,907	278	16,699	11,132	5,567
51(1976)	26,469	19,988	6,481	9,232	8,939	292	17,237	11,049	6,189
52(1977)	27,198	20,078	7,120	9,340	9,032	307	17,858	11,046	6,813
53(1978)	27,803	20,193	7,610	9,467	9,138	329	18,336	11,055	7,281
54(1979)	27,851	20,032	7,819	9,453	9,112	341	18,399	10,921	7,478
55(1980)	27,596	19,733	7,863	9,381	9,030	352	18,215	10,703	7,511
56(1981)	27,111	19,356	7,755	9,266	8,906	360	17,845	10,450	7,394
57(1982)	26,461	18,937	7,525	9,130	8,762	369	17,331	10,175	7,156
58(1983)	25,727	18,515	7,212	8,988	8,614	374	16,739	9,901	6,838
59(1984)	25,339	18,301	7,038	8,925	8,540	385	16,415	9,761	6,653
60(1985)	25,091	17,639	7,452	8,920	8,522	397	16,171	9,116	7,054

資料：社会保険庁「事業年報」

第 2 - 2 - 6 表 公的年金被保険者数の推移（昭和 61 年度以降）

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計				男子				女子			
	計	第 1 号	被用者	第 3 号	計	第 1 号	被用者	第 3 号	計	第 1 号	被用者	第 3 号
昭和 61 (1986)	63,317	19,514	32,875	10,929	31,745	9,152	22,563	30	31,572	10,362	10,312	10,898
62 (1987)	64,105	19,292	33,515	11,299	32,071	9,068	22,968	35	32,035	10,224	10,547	11,264
63 (1988)	64,929	18,727	34,586	11,615	32,458	8,793	23,627	38	32,470	9,934	10,959	11,577
平成元 (1989)	65,678	18,155	35,735	11,788	32,859	8,517	24,302	40	32,819	9,638	11,433	11,748
2 (1990)	66,313	17,579	36,778	11,956	33,187	8,244	24,902	42	33,126	9,335	11,876	11,915
3 (1991)	68,352	18,536	37,766	12,050	34,388	8,894	25,451	42	33,964	9,642	12,315	12,008
4 (1992)	68,941	18,508	38,321	12,112	34,727	8,914	25,769	43	34,215	9,593	12,552	12,069
5 (1993)	69,276	18,614	38,499	12,163	34,887	8,982	25,860	44	34,389	9,632	12,638	12,119
6 (1994)	69,548	18,761	38,592	12,195	35,028	9,060	25,923	46	34,520	9,702	12,669	12,149
7 (1995)	69,952	19,104	38,648	12,201	35,224	9,236	25,947	41	34,728	9,868	12,701	12,160
8 (1996)	70,195	19,356	38,824	12,015	35,439	9,361	26,038	39	34,756	9,994	12,786	11,976
9 (1997)	70,344	19,589	38,807	11,949	35,559	9,507	26,013	40	34,785	10,082	12,794	11,909
10 (1998)	70,502	20,426	38,258	11,818	35,664	9,972	25,648	43	34,838	10,453	12,610	11,775
11 (1999)	70,616	21,175	37,755	11,686	35,733	10,388	25,298	48	34,883	10,787	12,457	11,639
12 (2000)	70,491	21,537	37,423	11,531	35,714	10,614	25,048	52	34,777	10,923	12,375	11,479
13 (2001)	70,168	22,074	36,760	11,334	35,575	10,932	24,586	57	34,592	11,141	12,175	11,277
14 (2002)	70,460	22,368	36,856	11,236	35,839	11,156	24,612	70	34,621	11,212	12,244	11,166

資料：社会保険庁「事業年報」

（注）第 1 号被保険者数には任意加入被保険者数を含む。

2. 年金受給権者数及び年金額の動向

（1）厚生年金

厚生年金における年金受給権者数とその年金額のこれまでの推移は第 2 - 2 - 7 表と第 2 - 2 - 8 表のとおりである。年金受給権者の総数は、老齢年金の受給資格期間を満たすものが出始めた昭和 30（1955）年度末には 19 万人に過ぎなかったが、その後急速に増加し、平成 14（2002）年度末には 2,198 万人となっている。このうち、老齢年金の受給権者数は、昭和 30（1955）年度以降、急速に全受給権者数に占める割合が高まっていき、昭和 40 年代には遺族年金の受給権者数を上回った。平成 14（2002）年度末における老齢年金の受給権者数（老齢相当）は 1,015 万人であり、通算老齢相当の受給権者を除く全受給権者の約 7 割を占めている。

第 2 - 2 - 9 表は、厚生年金の老齢年金の受給権者数及び平均年金月額推移を示したものである。平均年金月額は、昭和 48（1973）年度には 3 万 8 千円であったが、平成 14（2002）年度には 4.5 倍の 17 万 2 千円となっている。これは、現役世代の賃金の上昇に応じて年金額が改定されてきたこと及び制度の成熟化により受給者の平均加入期間が伸びたことを反映している。

第 2 - 2 - 7 表 厚生年金受給権者及び一時金受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	年 金 受 給 権 者 数						一時金 受給者
	合 計	老 齢	通算老齢	障 害	遺 族	通算遺族	
昭和 1 7 (1942)	-	・	・	-	-	・	-
2 0 (1945)	-	・	・	-	-	・	-
2 5 (1950)	65	-	・	10	55	・	92
3 0 (1955)	185	4	・	61	120	・	207
3 5 (1960)	328	44	・	87	198	・	251
4 0 (1965)	602	203	10	79	311	・	272
4 5 (1970)	1,235	534	91	102	507	・	187
4 6 (1971)	1,423	617	140	108	558	・	162
4 7 (1972)	1,630	708	198	114	610	・	126
4 8 (1973)	1,837	794	262	120	661	・	81
4 9 (1974)	2,118	910	359	129	720	・	62
5 0 (1975)	2,449	1,056	479	139	775	・	46
5 1 (1976)	2,894	1,262	652	150	830	1	31
5 2 (1977)	3,391	1,468	843	168	900	12	22
5 3 (1978)	3,881	1,676	1,030	186	963	25	13
5 4 (1979)	4,334	1,874	1,194	200	1,027	39	6
5 5 (1980)	4,773	2,063	1,359	206	1,090	55	4
5 6 (1981)	5,255	2,279	1,503	219	1,179	75	3
5 7 (1982)	5,745	2,508	1,645	234	1,263	96	3
5 8 (1983)	6,256	2,787	1,755	246	1,350	118	3
5 9 (1984)	6,797	3,047	1,910	258	1,439	143	3
6 0 (1985)	7,384	3,342	2,082	272	1,521	168	4
6 1 (1986)	8,003	3,651	2,281	287	1,783		5
6 2 (1987)	8,642	3,938	2,500	299	1,904		5
6 3 (1988)	9,279	4,222	2,724	307	2,026		5
平成元 (1989)	9,919	4,507	2,947	320	2,145		5
2 (1990)	10,519	4,760	3,173	327	2,260		5
3 (1991)	11,092	4,993	3,389	336	2,375		5
4 (1992)	11,803	5,293	3,666	344	2,500		6
5 (1993)	12,535	5,598	3,960	353	2,625		9
6 (1994)	13,273	5,921	4,244	363	2,746		10
7 (1995)	14,448	6,592	4,603	372	2,881		17
8 (1996)	15,239	6,933	4,920	380	3,006		20
9 (1997)	16,813	7,822	5,299	393	3,299		24
1 0 (1998)	17,679	8,217	5,625	404	3,433		26
1 1 (1999)	18,571	8,580	5,975	415	3,601		29
1 2 (2000)	19,529	9,014	6,352	425	3,737		31
1 3 (2001)	20,559	9,486	6,764	436	3,873		30
1 4 (2002)	21,980	10,145	7,299	452	4,084		30

資料：社会保険庁「事業年報」

(注) 昭和40(1965)年度以前は受給者である。昭和61(1986)年度以降の老齢とは、老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当(被保険者期間25年以上、経過的に20～24年及び中高年齢特例を含む)の受給権者である。通算老齢とは、通算老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当以外の受給権者数である。

第2-2-8表 厚生年金年金額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年 度	受 給 権 者 の 年 金 額					
	合 計	老 齢	通算老齢	障 害	遺 族	通算遺族
昭 和 1 7 (1942)	-	・	・	-	-	・
2 0 (1945)	-	・	・	-	-	・
2 5 (1950)	9	-	・	2	7	・
3 0 (1955)	49	2	・	20	27	・
3 5 (1960)	95	19	・	29	47	・
4 0 (1965)	455	188	4	62	202	・
4 5 (1970)	1,624	922	62	134	506	・
4 6 (1971)	2,080	1,198	108	162	611	・
4 7 (1972)	2,431	1,425	153	175	678	・
4 8 (1973)	6,117	3,668	419	419	1,610	・
4 9 (1974)	8,186	4,937	655	526	2,069	・
5 0 (1975)	11,563	7,096	1,049	693	2,726	・
5 1 (1976)	16,586	10,499	1,615	894	3,578	1
5 2 (1977)	21,125	13,496	2,236	1,114	4,263	17
5 3 (1978)	25,953	16,736	2,914	1,323	4,941	39
5 4 (1979)	30,108	19,557	3,444	1,478	5,565	64
5 5 (1980)	37,955	25,091	4,132	1,745	6,891	96
5 6 (1981)	44,765	29,843	4,853	1,992	7,939	138
5 7 (1982)	50,923	34,272	5,445	2,214	8,809	184
5 8 (1983)	55,828	38,194	5,628	2,340	9,440	226
5 9 (1984)	62,127	42,867	6,193	2,516	10,274	277
6 0 (1985)	70,194	48,921	6,924	2,751	11,264	335
6 1 (1986)	80,879	56,841	7,958	3,012	13,068	
6 2 (1987)	87,872	62,171	8,669	3,056	13,977	
6 3 (1988)	94,319	67,035	9,344	3,057	14,883	
平 成 元 (1989)	104,775	74,629	10,399	3,208	16,539	
2 (1990)	113,607	81,083	11,355	3,279	17,890	
3 (1991)	121,221	86,286	12,089	3,386	19,461	
4 (1992)	130,666	92,846	13,045	3,501	21,274	
5 (1993)	141,936	101,432	14,106	3,571	22,826	
6 (1994)	155,771	111,317	15,415	3,773	25,266	
7 (1995)	170,291	123,249	16,389	3,820	26,833	
8 (1996)	176,736	127,735	17,033	3,826	28,141	
9 (1997)	197,655	144,158	17,835	3,910	31,752	
1 0 (1998)	207,943	151,383	18,775	4,001	33,784	
1 1 (1999)	216,023	156,716	19,580	4,064	35,663	
1 2 (2000)	223,292	161,781	20,287	4,095	37,129	
1 3 (2001)	228,204	164,588	20,898	4,130	38,587	
1 4 (2002)	239,806	172,892	21,965	4,225	40,724	

資料：社会保険庁「事業年報」

(注) 1 昭和61(1986)年度以降の老齢とは、老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当(被保険者期間25年以上、経過的に20～24年及び中高齢特例を含む)の者の年金額である。通算老齢とは、通算老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当以外の者の年金額である。

2 平成2(1990)年度以前は基金の代行部分を含まない。

第2-2-9表 厚生年金老齢年金受給権者数及び平均年金月額の推移

(年度末現在)

年 度	受 給 権 者 数	平 均 年 金 月 額	指 数
	千人	千 円	
昭 和 48 (1973)	794	38	100
49 (1974)	910	45	117
50 (1975)	1,056	56	146
51 (1976)	1,262	69	180
52 (1977)	1,468	77	199
53 (1978)	1,676	83	216
54 (1979)	1,874	87	226
55 (1980)	2,063	101	263
56 (1981)	2,279	109	283
57 (1982)	2,508	114	296
58 (1983)	2,787	114	297
59 (1984)	3,047	117	305
60 (1985)	3,342	122	317
61 (1986)	3,651	130	337
62 (1987)	3,938	132	342
63 (1988)	4,222	132	344
平 成 元 (1989)	4,507	141	367
2 (1990)	4,760	146	378
3 (1991)	4,993	151	391
4 (1992)	5,293	156	405
5 (1993)	5,598	159	414
6 (1994)	5,921	168	437
7 (1995)	6,592	170	441
8 (1996)	6,933	170	442
9 (1997)	7,822	172	447
10 (1998)	8,217	175	454
11 (1999)	8,580	176	458
12 (2000)	9,014	176	457
13 (2001)	9,486	173	449
14 (2002)	10,145	172	446

資料：社会保険庁「事業年報」

(注) 1 旧法厚生年金老齢年金、旧法船員保険老齢年金、新法老齢厚生年金(老齢相当)をあわせたものである。

2 昭和63(1988)年度以前は基金の代行部分は含まない。

（２）国民年金

国民年金における年金種別毎の受給権者数及び年金額のこれまでの推移は、第 2－2－10 表及び第 2－2－11 表のとおりである。ここでは、昭和 60(1985)年改正前の法律（以下「旧法」という。改正後の法律は「新法」という。）による受給権者と新法による受給権者を合計して表示しており、旧法の老齢年金と新法の老齢基礎年金の合計を「老齢（基礎）」、旧法の障害年金と新法の障害基礎年金の合計を「障害（基礎）」、旧法の母子、準母子、遺児年金と新法の遺族基礎年金の合計を「遺族（基礎）」、と区分している。なお、「通算老齢」は旧法の通算老齢年金であり、「寡婦」は旧法及び新法の寡婦年金の合計である。

まず、受給権者数の推移をみる。昭和 45(1970)年度末までは年金受給権者の全員が支給要件として長期間の保険料納付を要しない障害年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金の受給権者であった。老齢年金及び通算老齢年金は、受給権を得るのに原則として 25 年間の保険料納付済期間もしくは免除期間または通算年金通則法上の通算対象期間が必要とされているが、制度発足時に一定年齢以上であった者については、その年齢に応じて資格期間が 10 年から 24 年までに短縮されている。これらの年金については、昭和 46(1971)年度に初めて受給権者が発生して以後、被保険者であった者が順次支給開始年齢に到達するにしたがって受給権者数が増加してきている。

昭和 61(1986)年度以降については、新法基礎年金による給付を含むものを表示しており、被用者年金の被保険者であった期間に対応して給付される基礎年金も計上されている。老齢年金について平成 3(1991)年度以降の伸びが大きくなっているのは、新法老齢厚生年金受給者等の老齢基礎年金受給が平成 3(1991)年度に本格的に始まったことによる。また、昭和 61(1986)年度に障害年金の受給権者数が大幅に増加しているのは、旧法の障害福祉年金が障害基礎年金に裁定替されたためである。

第 2 - 2 - 1 0 表 国民年金受給権者数及び一時金受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	年 金 受 給 権 者 数						死 亡 一時金
	合計	老齢年金	通算老齢	障害年金	遺族年金	寡婦	
昭和36 (1961)	・	・	・	・	・	・	・
37 (1962)	11	・	・	0	11	・	・
38 (1963)	29	・	・	1	28	・	・
39 (1964)	49	・	・	2	47	・	25
40 (1965)	70	・	・	4	66	・	35
41 (1966)	92	・	・	8	84	・	39
42 (1967)	117	・	・	18	99	・	44
43 (1968)	139	・	・	27	112	・	48
44 (1969)	158	・	・	36	122	・	54
45 (1970)	177	・	・	48	129	・	61
46 (1971)	430	229	3	60	134	4	56
47 (1972)	751	518	13	74	135	10	57
48 (1973)	1,056	789	26	88	136	17	62
49 (1974)	1,702	1,382	49	110	136	25	65
50 (1975)	3,119	2,731	88	134	136	31	59
51 (1976)	3,877	3,395	155	154	134	37	55
52 (1977)	4,505	3,920	233	176	134	42	54
53 (1978)	5,124	4,426	322	198	133	45	52
54 (1979)	5,691	4,912	382	218	132	47	54
55 (1980)	6,256	5,324	515	237	131	49	51
56 (1981)	6,778	5,671	673	255	129	51	46
57 (1982)	7,304	5,994	859	273	126	52	46
58 (1983)	7,831	6,305	1,061	289	123	52	47
59 (1984)	8,316	6,570	1,265	305	123	53	46
60 (1985)	8,837	6,846	1,500	321	117	52	46
61 (1986)	9,955	7,052	1,665	1,044	142	52	42
62 (1987)	10,357	7,246	1,788	1,085	185	53	42
63 (1988)	10,692	7,410	1,905	1,113	213	52	41
平成元 (1989)	11,042	7,577	2,029	1,145	237	54	43
2 (1990)	11,362	7,726	2,158	1,173	251	55	45
3 (1991)	12,028	8,330	2,184	1,199	259	56	46
4 (1992)	12,759	9,039	2,172	1,225	266	57	47
5 (1993)	13,559	9,822	2,157	1,252	271	58	48
6 (1994)	14,312	10,568	2,134	1,278	273	58	47
7 (1995)	15,152	11,400	2,109	1,309	276	58	48
8 (1996)	16,010	12,276	2,063	1,338	274	58	47
9 (1997)	16,987	13,276	2,011	1,370	274	57	47
10 (1998)	17,871	14,186	1,952	1,402	275	56	48
11 (1999)	18,795	15,090	1,890	1,437	321	56	47
12 (2000)	19,737	16,061	1,829	1,473	320	54	46
13 (2001)	20,669	17,030	1,764	1,508	315	52	44
14 (2002)	21,653	18,053	1,697	1,543	309	50	42

資料：社会保険庁「事業年報」

第 2 - 2 - 1 1 表 国民年金年金額及び一時金額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年度	受 給 権 者 の 年 金 額						死 亡 一 時 金
	合計	老齢年金	通算老齢	障害年金	遺族年金	寡婦	
昭和36 (1961)	・	・	・	・	・	・	・
37 (1962)	3	・	・	0	3	・	・
38 (1963)	7	・	・	0	7	・	・
39 (1964)	12	・	・	1	11	・	1
40 (1965)	16	・	・	1	15	・	2
41 (1966)	54	・	・	6	48	・	2
42 (1967)	69	・	・	12	57	・	3
43 (1968)	82	・	・	18	64	・	3
44 (1969)	94	・	・	24	69	・	4
45 (1970)	174	・	・	54	120	・	5
46 (1971)	313	120	1	68	124	1	7
47 (1972)	505	270	3	91	139	2	7
48 (1973)	1,627	1,025	18	247	329	9	8
49 (1974)	2,763	1,973	36	359	381	15	11
50 (1975)	5,710	4,624	72	528	462	24	10
51 (1976)	8,111	6,692	135	708	542	33	12
52 (1977)	10,228	8,508	205	881	591	43	13
53 (1978)	12,329	10,315	285	1,054	624	51	13
54 (1979)	14,345	12,145	306	1,197	640	58	13
55 (1980)	17,023	14,310	454	1,359	832	68	12
56 (1981)	19,783	16,590	674	1,576	864	79	12
57 (1982)	22,081	18,429	948	1,748	868	88	12
58 (1983)	23,587	19,566	1,233	1,850	843	94	12
59 (1984)	25,485	20,977	1,571	1,984	852	102	12
60 (1985)	27,954	22,838	2,023	2,150	833	110	12
61 (1986)	35,765	24,376	2,383	7,770	1,059	177	39
62 (1987)	37,654	25,427	2,654	8,094	1,290	190	43
63 (1988)	39,109	26,292	2,922	8,275	1,426	194	44
平成元 (1989)	42,468	28,284	3,348	8,993	1,627	216	45
2 (1990)	45,028	29,891	3,786	9,385	1,734	231	48
3 (1991)	50,547	34,647	3,988	9,846	1,819	247	49
4 (1992)	57,093	40,454	4,105	10,358	1,912	263	51
5 (1993)	63,519	46,398	4,156	10,724	1,969	273	52
6 (1994)	72,821	54,533	4,363	11,543	2,091	290	56
7 (1995)	79,731	61,091	4,361	11,866	2,122	292	73
8 (1996)	86,324	67,546	4,281	12,097	2,110	289	72
9 (1997)	93,767	74,846	4,185	12,344	2,108	284	72
10 (1998)	102,532	83,123	4,151	12,821	2,154	282	73
11 (1999)	110,700	90,629	4,059	13,216	2,517	278	72
12 (2000)	118,360	98,136	3,945	13,505	2,508	267	70
13 (2001)	125,830	105,494	3,821	13,782	2,477	256	67
14 (2002)	133,598	113,159	3,692	14,064	2,439	244	64

資料：社会保険庁「事業年報」

3. 老齡年金受給権者数に対する被保険者数の比率の動向

年金制度は、基本的に、保険料の拠出に対応して年金給付が行われ、また資格期間があること等から、制度発足からの時間の経過とともに老齡年金等の受給権者数が増加し、さらに、年金給付額が増加していくこととなる。このように、時間の経過とともに老齡年金受給権者が増加し、さらに、年金給付額が増加していく様を「年金制度が成熟していく」と称することが多い。このうち、受給権者数の部分に着目して、その成熟の度合いを示す指標として、被保険者数に対する老齡年金受給権者数の比率がよく用いられる。

(1) 厚生年金

厚生年金の被保険者数に対する老齡年金受給権者数の比率のこれまでの推移は第2-2-12表のとおりである。厚生年金では、国民年金で5年年金、10年年金を導入されたような早期成熟化政策がとられなかったこと等から老齡年金受給権者数の増加は大きくなく、また、適用拡大により被保険者数が増加してきたこともあり、被保険者数に対する老齡年金受給権者数の比率の上昇は昭和50年代までは穏やかであった。しかし、被保険者数が増加傾向を示さなくなった昨今、少子高齢化の影響が顕著に表れてこの比率は急速に上昇し、平成14(2002)年度末には31.6%となっている。

第 2 - 2 - 1 2 表 厚生年金の被保険者数に対する
老齢年金受給権者数の比率の推移

(年度末現在)

年度		被保険者数 ①	老齢年金 受給権者数 (老齢相当) ②	② / ①	(参考) ① / ②
		千人	千人	(%)	
昭和	30 (1955)	8,402	4	0.0	2100.5
	35 (1960)	13,457	44	0.3	305.8
	40 (1965)	18,670	203	1.1	92.0
	45 (1970)	22,522	534	2.4	42.2
	46 (1971)	22,775	617	2.7	36.9
	47 (1972)	23,372	708	3.0	33.0
	48 (1973)	24,003	794	3.3	30.2
	49 (1974)	23,910	910	3.8	26.3
	50 (1975)	23,893	1,056	4.4	22.6
	51 (1976)	24,084	1,262	5.2	19.1
	52 (1977)	24,131	1,468	6.1	16.4
	53 (1978)	24,392	1,676	6.9	14.6
	54 (1979)	24,925	1,874	7.5	13.3
	55 (1980)	25,445	2,063	8.1	12.3
	56 (1981)	25,896	2,279	8.8	11.4
	57 (1982)	26,223	2,508	9.6	10.5
	58 (1983)	26,549	2,787	10.5	9.5
	59 (1984)	26,932	3,047	11.3	8.8
	60 (1985)	27,234	3,342	12.3	8.1
	61 (1986)	26,994	3,651	13.5	7.4
	62 (1987)	27,676	3,938	14.2	7.0
	63 (1988)	28,769	4,222	14.7	6.8
平成	元 (1989)	29,921	4,507	15.1	6.6
	2 (1990)	30,997	4,760	15.4	6.5
	3 (1991)	31,959	4,993	15.6	6.4
	4 (1992)	32,493	5,293	16.3	6.1
	5 (1993)	32,651	5,598	17.1	5.8
	6 (1994)	32,740	5,921	18.1	5.5
	7 (1995)	32,808	6,592	20.1	5.0
	8 (1996)	32,999	6,933	21.0	4.8
	9 (1997)	33,468	7,822	23.4	4.3
	10 (1998)	32,957	8,217	24.9	4.0
	11 (1999)	32,481	8,580	26.4	3.8
	12 (2000)	32,192	9,014	28.0	3.6
	13 (2001)	31,576	9,486	30.0	3.3
	14 (2002)	32,144	10,145	31.6	3.2

(2) 国民年金

国民年金制度は、昭和 60(1985)年改正により、昭和 61(1986)年度から基礎年金制度として全国民共通の制度となったことから、昭和 61(1986)年度前後で被保険

者数や老齢年金受給者数の捉え方に違いがある。すなわち、昭和 61(1986)年度以降は、被保険者は従来の国民年金の被保険者だけではなく、被用者年金の被保険者も含まれており、老齢年金受給権者は従来の国民年金受給権者だけではなく、被用者年金の 65 歳以上の老齢年金受給権者も含まれている。したがって、国民年金における被保険者に対する受給権者数の比率については、昭和 61(1986)年度前後を区別する必要がある。

昭和 61(1986)年度前の国民年金制度は、自営業者等を対象とした制度であるが、国民皆年金の実現のために昭和 36(1961)年に制度が発足して以来、より早期に十分な年金を給付できるよう年金の受給に必要な資格期間の短縮措置や給付への加算措置等の措置がとられてきたことなどから、老齢年金受給権者数や年金給付額は急速に増加した。一方、国民年金制度の被保険者数は、労働力人口が増加してきている一方で高度経済成長期以降における労働者のサラリーマン化の影響を受け、昭和 55(1980)年度以降はやや減少傾向となっている。このことから、国民年金制度における被保険者数に対する受給権者数の比率は急速に上昇し、昭和 60(1985)年度には 27.3%となった（第 2－2－1 3 表）。

昭和 61(1986)年度以降の国民年金制度は、全国民共通の制度となったことから被保険者数や老齢年金受給権者数は日本全体の人口構成を反映したものとなっている。被保険者数はこれまでの少子化の影響から頭打ちとなっているが、老齢年金受給権者数は高齢人口の大幅な増加を反映して増加してきていることから、被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率は上昇を続け、平成 14(2002)年度末には 31.6%となっている（第 2－2－1 4 表）。

第 2－2－1 3 表 国民年金の被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の推移（昭和 60 年度以前）

年度	被保険者数	老齢年金受給権者数	②／①	(年度末現在)
	①	②		(参考) ①／②
	千人	千人	(%)	
昭和46 (1971)	23,669	229	1.0	103.1
47 (1972)	24,410	518	2.1	47.1
48 (1973)	25,136	789	3.1	31.8
49 (1974)	25,218	1,382	5.5	18.2
50 (1975)	25,884	2,731	10.6	9.5
51 (1976)	26,469	3,395	12.8	7.8
52 (1977)	27,198	3,920	14.4	6.9
53 (1978)	27,803	4,426	15.9	6.3
54 (1979)	27,851	4,912	17.6	5.7
55 (1980)	27,596	5,324	19.3	5.2
56 (1981)	27,111	5,671	20.9	4.8
57 (1982)	26,461	5,994	22.7	4.4
58 (1983)	25,727	6,305	24.5	4.1
59 (1984)	25,339	6,570	25.9	3.9
60 (1985)	25,091	6,846	27.3	3.7

第 2 - 2 - 1 4 表 国民年金（基礎年金）の被保険者数に対する老齢年金
受給権者数の比率の推移（昭和 61 年度以降）

（年度末現在）

年度	被保険者数 ①	老齢年金受給権者数 ②	②／①	（参考） ①／②
	千人	千人	(%)	
昭和61 (1986)	63,317	11,243	17.8	5.6
62 (1987)	64,105	11,714	18.3	5.5
63 (1988)	64,929	12,232	18.8	5.3
平成元 (1989)	65,678	12,716	19.4	5.2
2 (1990)	66,313	13,291	20.0	5.0
3 (1991)	68,352	14,001	20.5	4.9
4 (1992)	68,941	14,725	21.4	4.7
5 (1993)	69,276	15,436	22.3	4.5
6 (1994)	69,548	16,120	23.2	4.3
7 (1995)	69,952	16,869	24.1	4.2
8 (1996)	70,195	17,569	25.0	4.0
9 (1997)	70,344	18,300	26.0	3.8
10 (1998)	70,502	19,091	27.1	3.7
11 (1999)	70,616	19,770	28.0	3.6
12 (2000)	70,491	20,566	29.2	3.4
13 (2001)	70,168	21,308	30.4	3.3
14 (2002)	69,885	22,117	31.6	3.2

（注） 1 老齢年金受給権者数は、基礎年金に相当する給付とみなされる給付の支給を受けている者を含む。

2 65歳以上の被用者年金被保険者であって、老齢または退職を支給事由とする年金の受給権者は国民年金の第2号被保険者ではないため、国民年金被保険者数と公的年金被保険者数は異なる。

4. 収支状況

（1） 厚生年金

厚生保険特別会計における、厚生年金の実質的な収支状況を示したものが第 2 - 2 - 1 5 表である。ただし、[]内は、株式等の評価損益を運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、現金ベースの収支を示す特別会計の決算とは異なる。

保険料収入の推移をみると、昭和 40 (1965) 年度の 2,974 億円に対して平成 15 (2003) 年度には 65 倍の 19 兆 2,425 億円となっている。これは、被保険者数の増加、保険料率の引上げ、標準報酬月額の上昇（特にベア）等の要因によるものである。一方、支出合計（実質）は、本格的に老齢年金の受給者が発生してきていること、給付改善が数次にわたり行われたこと等により、上記と同じ 38 年間において 750 倍程度に増加してきている。

特別会計の収支差引残をみると、近年まで、毎年度、収入が支出を上回る黒字

状況にあり、年度末積立金の額は毎年度増加してきた。しかし、段階的に引き上げられてきた厚生年金の保険料率が平成 8(1996)年度より凍結されたままであるため保険料収入が伸びず、一方で、高齢化の影響で支出が急速に伸びてきていることから、収支状況は急速に悪化し、平成 15(2003)年度には収支差引残が初めてマイナス(赤字)となって、年度末積立金(簿価ベース)が減少している。なお、平成 14(2002)年度は、農林年金の統合による移換金(1.6 兆円)が収入に計上されたため黒字となったが、この一時的な収入がなければ、平成 14(2002)年度から 1.3 兆円の赤字となっており、平成 15(2003)年度も厚生年金基金の代行返上による移換金(3.5 兆円)による一時的な収入がなければ、3.8 兆円の赤字に拡大していた。

また、時価ベースで収支差引残をみれば、平成 13(2001)年度、平成 14(2002)年度は赤字となっており、時価ベースで評価した年度末積立金が減少している。一方、平成 15(2003)年度は、市場の運用環境が好調であったことから、時価ベースの収支状況は黒字となっている。しかし、これは一時的な要素が強く、保険料率引上げの効果が現れるまで、基本的には赤字基調が続くものと考えられる。

第 2 - 2 - 1 5 表 厚生年金収支状況の推移

(単位：億円)

年度	収入合計（実質）					支出 合計 （実質）	収支 差引残	年 度 末 積 立 金	積立度合
		保険料収入	国庫負担	運用収入	その他				
昭和 4 0 (1965)	3, 815	2, 974	57	784	1	398	3, 418	14, 414	29. 2
4 5 (1970)	10, 264	7, 479	278	2, 496	10	1, 602	8, 662	44, 202	23. 0
5 0 (1975)	31, 161	22, 020	1, 589	7, 510	43	9, 701	21, 460	122, 869	10. 6
5 1 (1976)	40, 190	28, 573	2, 330	9, 235	52	13, 902	26, 288	149, 157	9. 0
5 2 (1977)	49, 352	34, 582	3, 383	11, 315	71	18, 769	30, 583	179, 740	8. 1
5 3 (1978)	54, 458	37, 176	3, 987	13, 215	80	23, 117	31, 341	211, 081	7. 9
5 4 (1979)	59, 535	39, 880	4, 427	15, 113	116	27, 098	32, 438	243, 519	7. 9
5 5 (1980)	70, 393	47, 007	5, 466	17, 846	73	34, 073	36, 319	279, 838	7. 5
5 6 (1981)	83, 916	56, 275	6, 485	21, 085	71	40, 957	42, 959	322, 796	7. 1
5 7 (1982)	89, 551	59, 987	5, 469	23, 997	99	46, 719	42, 832	365, 629	7. 2
5 8 (1983)	95, 872	62, 906	5, 952	26, 924	90	52, 084	43, 788	409, 416	7. 3
5 9 (1984)	103, 016	65, 764	7, 267	29, 921	64	57, 590	45, 426	454, 843	7. 4
6 0 (1985)	117, 599	75, 053	9, 135	33, 294	116	64, 613	52, 986	507, 828	7. 3
6 1 (1986)	138, 390	86, 018	15, 880	36, 410	82	93, 405	44, 985	552, 813	5. 6
6 2 (1987)	143, 559	89, 142	16, 436	37, 877	104	100, 351	43, 208	599, 638	5. 6
6 3 (1988)	162, 490	94, 505	29, 619	38, 268	98	106, 002	56, 488	656, 126	5. 8
平成元 (1989)	161, 103	104, 910	16, 943	39, 159	91	115, 055	46, 048	702, 175	5. 8
2 (1990)	194, 205	130, 507	21, 442	42, 152	105	127, 776	66, 430	768, 605	5. 6
3 (1991)	212, 636	142, 141	23, 739	46, 652	104	141, 270	71, 366	839, 970	5. 5
4 (1992)	225, 391	149, 550	26, 060	49, 554	227	154, 021	71, 370	911, 340	5. 5
5 (1993)	232, 748	153, 476	28, 377	50, 772	123	165, 383	67, 365	978, 705	5. 6
6 (1994)	245, 929	163, 398	29, 791	52, 621	119	179, 316	66, 613	1, 045, 318	5. 5
7 (1995)	270, 624	186, 933	28, 295	55, 268	128	197, 831	72, 793	1, 118, 111	5. 4
8 (1996)	275, 059	193, 706	25, 169	56, 061	123	208, 591	66, 468	1, 184, 579	5. 4
9 (1997)	297, 001	206, 832	27, 115	55, 637	7, 418	224, 020	72, 981	1, 257, 560	5. 4
1 0 (1998)	290, 696	206, 151	28, 302	52, 164	4, 079	239, 810	50, 886	1, 308, 446	5. 3
1 1 (1999)	291, 035	202, 099	36, 356	47, 286	5, 294	251, 493	39, 542	1, 347, 988	5. 3
1 2 (2000)	283, 137	200, 512	37, 209	43, 067	2, 349	262, 320	20, 817	1, 368, 804	5. 2
1 3 (2001)	278, 198 [266, 131]	199, 360	38, 164	38, 607 [26, 541]	2, 067	273, 068	5, 130 [△ 6, 937]	1, 373, 934 [1, 345, 967]	5. 1 [5. 0]
1 4 (2002)	290, 775 [262, 436]	202, 034	40, 036	31, 071 [2, 731]	17, 635	287, 686	3, 089 [△ 25, 250]	1, 377, 023 [1, 320, 717]	4. 8 [4. 7]
1 5 (2003)	293, 543 [334, 890]	192, 425	41, 045	22, 884 [64, 232]	37, 188	296, 855	△ 3, 312 [38, 035]	1, 374, 110 [1, 358, 752]	4. 7 [4. 5]

(注) 1 支出合計（実質）は、業務勘定から積立金への繰入の額を除いたものである。

2 昭和61(1986)年度以降の収入合計（実質）と支出合計（実質）は、基礎年金交付金、制度間調整交付金、船員保険特別会計より受入、および職域等費用納付金の額を除いたものである。

3 平成15(2003)年度の上記の収入には、確定給付企業年金法に基づく物納399億円は含まれていない。

4 上記の[]内は、年金資金運用資金における資金運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。

（２）国民年金

収支状況のこれまでの推移は、第２－２－１６表のとおりである。これは国民年金特別会計のうちの国民年金勘定（自営業者を中心とした第１号被保険者に係る年金勘定）の収支状況をまとめたものである。ここには、無拠出制である福祉年金分及び基礎年金勘定は含まれていない。また、[]内は、株式等の評価損益を運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、現金ベースの収支を示す特別会計の決算とは異なる。

保険料は、制度発足当初、35歳未満月額100円、35歳以上月額150円であったが、給付改善等に伴い引き上げられ、昭和60(1985)年度には月額6,740円となった。被保険者数は昭和36(1961)年度末の1,824万人から昭和60(1985)年度末の2,509万人へと約1.4倍になった。

特に昭和45(1970)年度、昭和49(1974)年度及び昭和50(1975)年度に保険料収入の著しい増加があった。これは、強制適用の被保険者に対して、保険料の未納期間のうち、2年間の時効が成立して保険料を納付できなくなった期間について、救済措置として特例納付が実施されたことによる影響が大きいものと考えられる。なお、特例納付の措置は次のとおり3回行われた。

- ① 昭和45(1970)年7月1日前の時効となった期間。申出期間は昭和47(1972)年6月30日までで、特例納付保険料は月額450円。
- ② 昭和48(1973)年4月1日前の時効となった期間。申出期間は昭和50(1975)年12月31日までで、特例納付保険料は月額900円。
- ③ 昭和53(1978)年4月1日前の時効となった期間。申出期間は昭和55(1980)年6月30日までで、特例納付保険料は月額4,000円。

昭和61(1986)年度からは、被用者年金制度の被保険者の被扶養配偶者が国民年金の第3号被保険者とされたことにより、昭和61(1986)年度の保険料収入は前年度に比べて減少した。昭和62(1987)年度には、保険料の引上げにより、保険料収入は若干増加した。

国庫負担は、制度発足当初は、拠出時負担であったため、保険料収入の増加に伴い伸びている。しかし、昭和49(1974)年1月から老齢年金の資格期間短縮者の加算部分について新たに4分の1を給付時に国庫負担することとした一方で、サラリーマンの被扶養配偶者の任意加入者（当時、被保険者全体の約1/5）の納付保険料に相当する部分についての国庫負担が拠出時負担から給付時負担となり、また、昭和51(1976)年度からは、すべての国庫負担が拠出時負担から給付時負担に改正されたことから、昭和49(1974)年度及び昭和51(1976)年度は前年度より国庫負担額が減少している。また、国庫負担額が、老齢福祉年金等の経過的年金の受給者数の減少により、平成元(1989)年までは減少し、その後は増加するという特殊な曲線を描く状況に鑑み、昭和58(1983)年度から、国民年金制度に対する国

庫負担額の平準化措置がとられたことにより、国庫負担額は当面大幅に減少することとなった。そのためもあって、昭和 58(1983)年度、59(1984)年度の収支は赤字となっている。この国庫負担の平準化措置による国庫負担の減額は昭和 63(1988)年度で終了し、平成 2(1990)年度から平成 9(1997)年度までは過去の減額分の元本分が返済されているが、うち平成 6(1994)、7(1995)年度分については返済が繰り延べられていることから国庫負担額は少なくなっている。

昭和 61(1986)年度以降、基礎年金勘定からの繰入れである基礎年金交付金を差し引いた実質的な収入額でみると、昭和 61(1986)年度は 2 兆 2 千億円、平成 15(2003)年度は 3 兆 6 千億円となっている。

支出の面をみると、年金受給者数の増加や給付水準の改善により年金給付額は上昇を続けてきている。そのなかで、著しい変化を示しているのは、昭和 48(1973)年度から 51(1976)年度であるが、これは次のような理由によるものと考えられる。

- ① 昭和 40 年代後半の 10 年年金の受給権者の発生。
- ② 昭和 50(1975)年度の 5 年年金の受給者の発生。
- ③ 昭和 49(1974)年から導入された年金額の改定措置と時期を同じくして、オイルショックによるインフレに伴い年金額が引き上げられたこと。(昭和 49(1974)年度 16.1%、昭和 50(1975)年度 21.8%)

特別会計の収支差引残をみると、国庫負担が繰り延べられた昭和 58(1983)年度、昭和 59(1984)年度を除き、近年まで、毎年度の収入が支出を上回る黒字状況にあり、年度末積立金の額は毎年度増加してきたが、厚生年金と同様に国民年金の保険料が平成 10(1998)年度より凍結されたままであるため、収支状況は急速に悪化しており、平成 14(2002)年度には収支差引残がマイナス（赤字）となり、年度末積立金（簿価ベース）が減少している。

時価ベースで収支差引残をみれば、平成 15(2003)年度は、市場の運用環境が好調であったことから、厚生年金と同様に黒字となっているが、これは、一時的な要素が強く、保険料引上げの効果が現れるまで、基本的には赤字基調が続くものと考えられる。

第2-2-16表 国民年金の収支状況の推移

(単位：億円)

年度	収入合計 (実質)				支出合計 (実質)	収支 差引残	年度末 積立金
		保険料収入	国庫負担	運用収入			
昭和36 (1961)	305	184	116	5	0	305	305
37 (1962)	342	216	99	27	2	340	645
38 (1963)	406	228	128	50	7	399	1,044
39 (1964)	444	236	133	75	13	431	1,475
40 (1965)	497	248	146	103	19	478	1,946
41 (1966)	614	307	166	134	29	586	2,532
42 (1967)	895	472	245	177	71	824	3,356
43 (1968)	1,087	543	312	233	89	999	4,352
44 (1969)	1,337	682	349	303	105	1,233	5,585
45 (1970)	1,849	1,064	394	391	163	1,686	7,271
46 (1971)	2,362	1,224	632	506	259	2,103	9,390
47 (1972)	2,866	1,503	717	645	495	2,371	11,761
48 (1973)	3,516	1,747	969	798	807	2,709	14,470
49 (1974)	4,653	2,808	878	957	2,217	2,436	16,906
50 (1975)	6,938	3,690	2,133	1,093	4,623	2,315	18,147
51 (1976)	7,547	4,111	1,200	1,108	7,178	369	18,421
52 (1977)	9,950	6,293	2,391	1,108	9,526	425	18,466
53 (1978)	13,968	8,324	4,076	1,124	11,582	2,386	20,526
54 (1979)	16,915	10,059	5,214	1,253	13,587	3,328	23,596
55 (1980)	19,077	11,824	5,420	1,507	15,976	3,101	26,387
56 (1981)	20,601	12,404	5,996	1,824	18,662	1,939	28,093
57 (1982)	23,866	13,761	7,905	1,915	20,946	2,921	30,699
58 (1983)	21,789	14,604	4,895	1,926	22,839	△ 1,049	29,276
59 (1984)	24,226	15,007	6,957	1,841	24,616	△ 390	27,633
60 (1985)	27,323	15,762	8,431	1,827	26,882	441	25,939
昭和61 (1986)	22,209	12,127	6,567	1,332	16,621	5,588	21,912
62 (1987)	23,652	12,621	7,259	1,338	17,008	6,644	26,197
63 (1988)	25,947	12,844	9,197	1,497	20,378	5,569	29,409
平成元 (1989)	26,458	12,841	9,700	1,514	21,300	5,157	32,216
2 (1990)	26,737	13,053	9,548	1,737	20,297	6,440	36,317
3 (1991)	29,631	14,505	10,683	2,057	20,046	9,585	43,572
4 (1992)	31,900	15,416	11,550	2,551	21,875	10,025	51,275
5 (1993)	34,011	16,466	12,382	2,789	24,510	9,501	58,468
6 (1994)	33,584	17,296	10,889	3,043	26,811	6,773	63,712
7 (1995)	34,861	18,251	11,846	3,184	28,049	6,813	69,516
8 (1996)	38,240	19,209	14,679	3,296	28,752	9,488	78,493
9 (1997)	36,738	19,453	13,322	3,405	30,548	6,190	84,683
10 (1998)	36,393	19,716	13,265	3,368	31,456	4,936	89,619
11 (1999)	36,529	20,025	13,227	3,236	31,531	4,998	94,617
12 (2000)	36,187	19,678	13,637	2,828	32,596	3,591	98,208
13 (2001)	36,143	19,538	14,307	2,263	34,861	1,282	99,490
	[35,126]			[1,246]		[265]	[97,348]
14 (2002)	35,453	18,958	14,565	1,897	35,834	△ 382	99,108
	[33,184]			[△ 371]		[△ 2,650]	[94,698]
15 (2003)	36,142	19,627	14,963	1,523	36,639	△ 497	98,612
	[39,101]			[4,482]		[2,462]	[97,160]

- (注) 1 支出合計(実質)は、業務勘定から積立金への繰入の額を除いたものである。
2 昭和61年度以降の収入合計(実質)と支出合計(実質)は、基礎年金交付金の額を除いたものである。
3 上記の[]内は、年金資金運用資金における資金運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。

5. 改正前の制度に基づく財政見通し

厚生年金、国民年金の財政状況は、急速な高齢化に伴う年金給付費の増加が続くなかで、保険料（率）の凍結の影響により、毎年度の収支状況が赤字に転じたところである。

平成 16 年の年金制度改正による保険料水準の引上げと給付水準の調整が行われなければ、急速な少子高齢化の進行に伴い、毎年の赤字幅は増加していき、さらに年金財政は悪化していくこととなる。

ここでは、その影響をみるため、仮に、改正前の制度を維持したとした場合について、厚生年金、国民年金の財政見通しを示す。

（１）改正前の給付水準と保険料水準を維持した場合の財政見通し

第 2－2－18 表は、改正前の制度に基づく、厚生年金、国民年金の財政見通しである。この推計では、基礎年金国庫負担割合は改正前と変わらず 3 分の 1 とし、社会・経済状況の前提は基準ケース（詳細は第 4 章参照）とした。

今後、急速に少子高齢化が進行し、受給者数の増加に伴い年金給付費が増加する一方で、被保険者数は減少していくことが見込まれることから、今後、保険料（率）の凍結が続けば、支出が収入を上回る赤字幅がさらに拡大していくことが見込まれる。当面の間は、この赤字は、積立金を取り崩すことにより賄うことができるが、このまま放置すれば、厚生年金は平成 33(2021)年度、国民年金は平成 29(2017)年度に積立金が底をつき、以後、改正前の水準の給付を行うことはできなくなる見通しとなっている。

第 2－2－17 表 積立金が枯渇する年度の見通し

	厚生年金	国民年金
国庫負担割合 3 分の 1	平成 33(2021)年度	平成 29(2017)年度
国庫負担割合 2 分の 1	平成 36(2024)年度	平成 41(2029)年度

注：国庫負担 2 分の 1 の場合、平成 21(2009)年度に 2 分の 1 完成

第2－2－18表 改正前の給付水準と保険料水準を維持した場合の財政見通し

○ 国庫負担割合 1/3

〔厚生年金（保険料率 13.58％据置）〕

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計			支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
			保険料 収 入	運用収入		基礎年金 拠 出 金				
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13.58	27.4	19.9	3.0	31.8	11.0	-4.4	162.8	162.8	5.3
18(2006)	13.58	28.3	20.3	3.5	32.7	11.3	-4.4	158.3	158.6	5.0
19(2007)	13.58	29.1	20.6	3.9	33.6	11.5	-4.5	153.8	153.3	4.7
20(2008)	13.58	30.2	21.1	4.5	34.9	12.0	-4.7	149.2	146.0	4.4
21(2009)	13.58	31.0	21.5	4.6	36.7	12.6	-5.7	143.4	137.2	4.1
22(2010)	13.58	31.3	21.8	4.4	38.2	13.1	-7.0	136.5	127.1	3.8
26(2014)	13.58	32.3	23.3	3.3	43.2	15.6	-10.9	98.4	84.9	2.5
27(2015)	13.58	32.6	23.7	2.9	44.7	16.3	-12.2	86.2	72.8	2.2
32(2020)	13.58	33.1	25.8	0.7	49.1	18.6	-16.0	13.9	10.5	0.6
33(2021)	13.58	33.2	26.2	0.2	50.0	19.0	-16.8	-2.9		

(注1)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

賃金上昇率 2.1%

物価上昇率 1.0%

運用利回り 3.2%

可処分所得上昇率 2.1%(ただし、平成35(2023)年度までは1.9%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

〔国民年金（保険料月額 13,300 円（平成 16 年度価格）据置）〕

年度	保険料月額 (16年度価格)	収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
			保険料収入	運用収入					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,300	4.0	2.1	0.2	4.3	-0.3	10.7	10.7	2.6
18(2006)	13,300	4.3	2.2	0.2	4.6	-0.3	10.3	10.4	2.3
19(2007)	13,300	4.5	2.3	0.3	4.9	-0.4	9.9	9.9	2.1
20(2008)	13,300	4.6	2.3	0.3	5.0	-0.5	9.5	9.3	2.0
21(2009)	13,300	4.6	2.3	0.3	5.2	-0.6	8.9	8.6	1.8
22(2010)	13,300	4.7	2.3	0.3	5.4	-0.7	8.2	7.6	1.6
27(2015)	13,300	5.1	2.4	0.1	6.5	-1.4	2.7	2.2	0.6
28(2016)	13,300	5.1	2.4	0.1	6.7	-1.5	1.1	0.9	0.4
29(2017)	13,300	5.2	2.4	0.0	6.8	-1.7	-0.5		

(注1)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 2.1%

物価上昇率 1.0%

運用利回り 3.2%

可処分所得上昇率 2.1%(ただし、平成35(2023)年度までは1.9%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

○ 国庫負担割合 1/2

〔厚生年金（保険料率 13.58％据置）〕

国庫負担：平成 21(2009)年度 2 分の 1 完成
平成 17(2005)～ 20(2008)年度は 3 分の 1 に加え、1000 分の 11 を国庫負担
(平成 16(2004)年度は 3 分の 1 に加え、272 億円を国庫負担)

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計			支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
			保険料 収入	運用収入		基礎年金 拠出金				
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13.58	27.5	19.9	3.0	31.8	11.0	-4.3	162.9	162.9	5.3
18(2006)	13.58	28.4	20.3	3.5	32.7	11.3	-4.3	158.6	158.9	5.0
19(2007)	13.58	29.2	20.6	3.9	33.6	11.5	-4.4	154.2	153.7	4.7
20(2008)	13.58	30.4	21.1	4.5	34.9	12.0	-4.5	149.7	146.5	4.4
21(2009)	13.58	32.8	21.5	4.7	36.8	12.7	-4.0	145.7	139.4	4.1
22(2010)	13.58	33.6	21.8	4.5	38.3	13.2	-4.7	141.0	131.4	3.8
27(2015)	13.58	35.9	23.7	3.4	44.9	16.4	-9.0	104.6	88.4	2.5
32(2020)	13.58	37.4	25.8	1.8	49.3	18.8	-11.9	51.0	38.8	1.3
35(2023)	13.58	37.9	27.1	0.6	51.2	19.7	-13.3	12.3	8.8	0.5
36(2024)	13.58	38.1	27.5	0.2	52.1	20.1	-14.0	-1.7		

- (注1)長期的な(平成 21(2009)年度～)経済前提は次の通り。
賃金上昇率 2.1 %
物価上昇率 1.0 %
運用利回り 3.2 %
可処分所得上昇率 2.1 % (ただし、平成 35(2023)年度までは 1.9 %)
- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成 16(2004)年度の価格に換算したものである。
- (注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

〔国民年金（保険料 13,300 円（平成 16 年度価格）据置）〕

国庫負担：平成 21(2009)年度 2 分の 1 完成
平成 17(2005)～ 20(2008)年度は 3 分の 1 に加え、1000 分の 11 を国庫負担
(平成 16(2004)年度は 3 分の 1 に加え、272 億円を国庫負担)

年度	保険料月額 (16年度価格)	収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
			保険料収入	運用収入					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,300	4.0	2.1	0.2	4.3	-0.3	10.7	10.7	2.6
18(2006)	13,300	4.3	2.2	0.2	4.6	-0.3	10.4	10.5	2.3
19(2007)	13,300	4.5	2.3	0.3	4.9	-0.4	10.1	10.0	2.1
20(2008)	13,300	4.6	2.3	0.3	5.0	-0.4	9.7	9.5	2.0
21(2009)	13,300	5.2	2.3	0.3	5.1	0.0	9.7	9.4	1.9
22(2010)	13,300	5.4	2.3	0.3	5.3	0.1	9.8	9.1	1.8
27(2015)	13,300	6.0	2.4	0.3	6.3	-0.3	9.1	7.7	1.5
32(2020)	13,300	6.7	2.6	0.2	7.2	-0.5	6.6	5.0	1.0
37(2025)	13,300	7.3	2.9	0.1	8.0	-0.8	3.0	2.1	0.5
40(2028)	13,300	7.5	2.9	0.0	8.6	-1.0	0.2	0.1	0.1
41(2029)	13,300	7.6	3.0	0.0	8.8	-1.2	-1.0		

- (注1)長期的な(平成 21(2009)年度～)経済前提は次のとおり。
賃金上昇率 2.1 %
物価上昇率 1.0 %
運用利回り 3.2 %
可処分所得上昇率 2.1 % (ただし、平成 35(2023)年度までは 1.9 %)
- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成 16(2004)年度の価格に換算したものである。

なお、積立金が底をついた後の毎年度の不足財源を保険料の引上げにより確保することとすれば、平成 37(2025)年度には厚生年金 22.2%、国民年金 22,700 円（平成 16 年度価格）、さらに高齢化が進んだ平成 62(2050)年度には厚生年金 29.0%、国民年金 32,400 円（平成 16 年度価格）まで保険料を引き上げる必要が生じる。逆に、積立金が底をついた後に保険料（率）を引き上げず、その財源の範囲内で給付を行うこととした場合には、厚生年金の給付水準は、平成 37(2025)年度では所得代替率 36%程度、さらに高齢化が進んだ平成 62(2050)年度では所得代替率 28%程度となり、現行の所得代替率（59%）の半分以上に低下することになる。（所得代替率については第 3 章参照）

基礎年金の国庫負担割合を 2 分の 1 に引き上げたとしても、保険料水準と給付水準について、改正前の水準を維持すれば、赤字が継続し、厚生年金は平成 36(2024)年度、国民年金は平成 41(2029)年度に積立金が底をつき、以後、改正前の水準の給付を行うことはできなくなる。

第 2－2－19 表 積立金枯渇以後において年金給付に不足する財源の額

○ 国庫負担割合 1/3 の場合

〔厚生年金〕

年 度	～2020	2021	2025	2030	2040	2050
不足額	—	2.2 兆円	12.1 兆円	12.4 兆円	15.6 兆円	16.2 兆円
不足財源を保険料引上げで確保する場合の保険料率	13.58%	15.1% (+1.5)	22.2% (+8.6)	22.7% (+9.1)	26.8% (+13.2)	29.0% (+15.4)
不足財源を給付引下げで確保する場合の所得代替率	59.3%	53% (-6)	36% (-23)	35% (-24)	30% (-29)	28% (-31)

〔国民年金〕

年 度	～2016	2017	2025	2030	2040	2050
不足額	—	0.4 兆円	1.4 兆円	1.5 兆円	2.0 兆円	2.1 兆円
不足財源を保険料引上げで確保する場合の保険料月額 (16 年度価格)	13,300 円	16,200 円 (+2,900)	22,700 円 (+9,400)	23,700 円 (+10,400)	29,100 円 (+15,800)	32,400 円 (+19,100)

注：不足額及び国民年金の保険料は平成 16 年度価格、保険料率は総報酬ベースである。

○ 国庫負担割合 1/2 の場合

〔厚生年金〕

年 度	～2023	2024	2025	2030	2040	2050
不足額	—	1.2 兆円	9.9 兆円	10.1 兆円	13.2 兆円	13.8 兆円
不足財源を保険料引上げで 確保する場合の保険料率	13.58%	14.4% (+0.8)	20.6% (+7.0)	21.1% (+7.5)	24.7% (+11.2)	26.7% (+13.1)
不足財源を給付引下げで 確保する場合の所得代替率	59.3%	55% (-3)	39% (-20)	38% (-21)	32% (-26)	30% (-29)

〔国民年金〕

年 度	～2028	2029	2030	2040	2050
不足額	—	0.7 兆円	0.7 兆円	1.1 兆円	1.3 兆円
不足財源を保険料引上げで 確保する場合の保険料月額 (16 年度価格)	13,300 円	17,800 円 (+4,500)	18,100 円 (+4,800)	22,100 円 (+8,800)	24,600 円 (+11,300)

注：不足額及び国民年金の保険料は平成 16 年度価格、保険料率は総報酬ベースである。

（２）改正前の給付水準を維持し、保険料水準を引き上げた場合の財政見通し

改正前の制度では、年金財政の均衡を図るため、保険料水準を段階的に引き上げることとされていた。そこで、改正前の給付水準を維持し、段階的に保険料を引き上げた場合、保険料をどこまで引き上げなければならないかを示したものが、第 2－2－1 図である。保険料（率）の引上げ幅は、厚生年金は平成 16(2004)年度より毎年 0.354%、国民年金は平成 17(2005)年度より毎年 600 円（平成 16 年度価格）とし、社会・経済状況の前提は基準ケースとした。また、財政方式についても改正前の財政方式（永久均衡方式；詳細は第 3 章参照）によるものである。

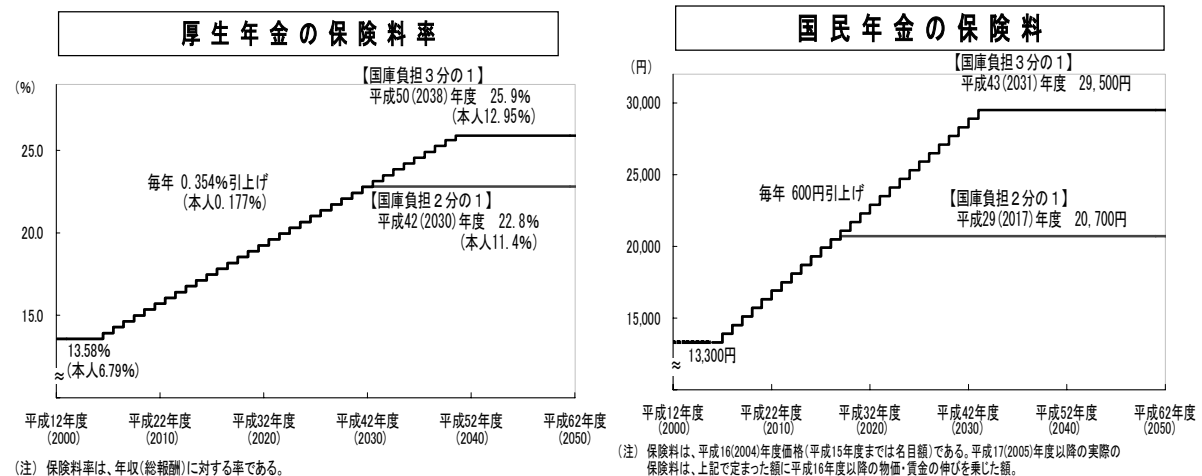
改正前の制度では、厚生年金の保険料率は基礎年金の国庫負担割合が 3 分の 1 の場合で 25.9%、同 2 分の 1 の場合でも 22.8%まで、国民年金の保険料は同 3 分の 1 の場合で 29,500 円（平成 16 年度価格）、同 2 分の 1 の場合でも 20,700 円（平成 16 年度価格）までの引上げを要する見込みとなった。

第 2 - 2 - 1 図 現行の給付水準を維持した場合（給付水準維持）の 最終保険料（率）

【保険料（率）の引上げ幅】

厚生年金：平成 16 年 10 月より毎年 0.354%（本人 0.177%、事業主 0.177%）引上げ

国民年金：平成 17 年 4 月より毎年 600 円（平成 16 年度価格）引上げ



※ 厚生年金の保険料負担は、平均的な被用者（月収 36.0 万円（ボーナスは年 2 回合計で月収 3.6 ヶ月分））の場合、毎年、保険料率の引上げにより、月 650 円程度（ボーナス 1 回につき 1,150 円程度）保険料負担（被保険者分）が増加する。

第 2 - 2 - 2 0 表 改正前の給付水準を維持した場合の財政見通し

○ 国庫負担割合 1/3

〔厚生年金〕

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計			支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	保険料 収 入	運用収入	兆円	基礎年金 拠 出 金				
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	14.288	28.2	20.7	3.0	31.8	11.0	-3.7	163.8	163.8	5.3
18(2006)	14.642	29.6	21.6	3.5	32.7	11.3	-3.1	160.7	161.0	5.0
19(2007)	14.996	31.0	22.5	4.0	33.6	11.5	-2.6	158.1	157.7	4.8
20(2008)	15.350	32.9	23.5	4.6	34.9	12.0	-2.0	156.1	152.8	4.5
21(2009)	15.704	34.3	24.5	4.9	36.7	12.6	-2.4	153.7	147.0	4.3
22(2010)	16.058	35.3	25.5	4.8	38.2	13.1	-2.9	150.7	140.4	4.0
27(2015)	17.828	41.0	30.7	4.3	44.7	16.3	-3.7	133.3	112.6	3.1
32(2020)	19.598	47.3	36.8	3.8	49.1	18.6	-1.8	119.6	91.1	2.5
37(2025)	21.368	54.4	43.6	3.8	52.7	20.3	1.7	120.8	82.9	2.3
42(2030)	23.138	62.2	50.2	4.3	57.3	22.3	4.8	140.4	86.9	2.4
52(2040)	25.9	76.9	60.9	6.2	72.9	29.2	4.0	197.4	99.2	2.7
62(2050)	25.9	85.4	66.7	6.6	86.8	36.2	-1.4	207.8	84.8	2.4
72(2060)	25.9	94.5	74.7	6.1	96.4	41.1	-2.0	192.6	63.8	2.0
82(2070)	25.9	103.3	82.5	5.6	105.8	45.4	-2.5	176.2	47.5	1.7
92(2080)	25.9	113.5	91.8	4.9	116.2	50.2	-2.7	155.2	34.0	1.4
102(2090)	25.9	127.4	104.4	4.5	128.1	55.6	-0.7	143.3	25.5	1.1
112(2100)	25.9	145.5	119.8	5.1	142.0	61.8	3.5	164.7	23.8	1.1

(注1) 長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

賃金上昇率 2.1 %
 物価上昇率 1.0 %
 運用利回り 3.2 %
 可処分所得上昇率 2.1 % (ただし、平成35(2023)年度までは1.9%)

(注2) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3) 「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注4) 厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

〔国民年金〕

年度	保険料月額 (16年度価格)	収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
			保険料 収 入	運用収入					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,900	4.1	2.2	0.2	4.3	-0.2	10.8	10.8	2.6
18(2006)	14,500	4.5	2.4	0.2	4.6	-0.1	10.6	10.7	2.3
19(2007)	15,100	4.8	2.6	0.3	4.9	-0.1	10.6	10.5	2.2
20(2008)	15,700	5.0	2.7	0.3	5.0	0.0	10.5	10.4	2.1
21(2009)	16,300	5.2	2.8	0.3	5.2	-0.1	10.5	10.2	2.0
22(2010)	16,900	5.4	3.0	0.3	5.4	0.0	10.5	9.8	1.9
27(2015)	19,900	6.5	3.6	0.3	6.5	0.0	10.4	8.8	1.6
32(2020)	22,900	7.8	4.5	0.3	7.4	0.4	11.3	8.6	1.5
37(2025)	25,900	9.3	5.6	0.5	8.2	1.2	15.1	10.4	1.7
42(2030)	28,900	11.2	6.8	0.7	9.3	1.9	22.6	14.0	2.2
52(2040)	29,500	13.5	7.4	1.2	12.3	1.3	38.4	19.3	3.0
62(2050)	29,500	15.6	8.1	1.4	14.9	0.6	46.1	18.8	3.0
72(2060)	29,500	17.6	9.1	1.6	17.0	0.5	50.4	16.7	2.9
82(2070)	29,500	19.4	10.1	1.7	18.8	0.5	54.1	14.6	2.8
92(2080)	29,500	21.5	11.3	1.8	20.8	0.7	58.3	12.7	2.8
102(2090)	29,500	24.2	12.9	2.0	23.1	1.1	65.4	11.6	2.8
112(2100)	29,500	27.6	14.8	2.5	25.7	2.0	78.9	11.4	3.0

(注1) 長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.1 %
物価上昇率	1.0 %
運用利回り	3.2 %
可処分所得上昇率	2.1 % (ただし、平成35(2023)年度までは1.9%)

(注2) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3) 「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

○ 国庫負担割合 1/2

〔厚生年金〕

国庫負担：平成21(2009)年度2分の1完成
平成17(2005)～20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担
(平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計			支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	保険料 収 入 兆円	運用収入 兆円	兆円	基礎年金 拠 出 金 兆円				
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	14.288	28.3	20.7	3.0	31.8	11.0	-3.5	164.0	164.0	5.3
18(2006)	14.642	29.8	21.6	3.6	32.7	11.3	-3.0	161.0	161.3	5.0
19(2007)	14.996	31.2	22.5	4.0	33.6	11.5	-2.4	158.5	158.1	4.8
20(2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.6	153.3	4.5
21(2009)	15.704	36.1	24.5	4.9	36.8	12.7	-0.7	156.0	149.3	4.3
22(2010)	16.058	37.7	25.5	4.9	38.3	13.2	-0.7	155.3	144.7	4.1
27(2015)	17.828	44.3	30.7	4.8	44.9	16.4	-0.6	151.7	128.1	3.4
32(2020)	19.598	51.6	36.8	4.9	49.3	18.8	2.3	156.7	119.3	3.1
37(2025)	21.368	59.7	43.6	5.6	52.9	20.5	6.8	181.5	124.6	3.3
42(2030)	22.8	68.4	49.9	7.1	57.5	22.5	10.9	230.0	142.3	3.8
52(2040)	22.8	78.6	53.8	9.9	73.1	29.5	5.4	318.2	159.9	4.3
62(2050)	22.8	88.1	58.9	10.9	87.0	36.4	1.0	348.1	142.1	4.0
72(2060)	22.8	98.0	65.9	11.4	96.7	41.4	1.3	361.4	119.8	3.7
82(2070)	22.8	107.7	72.9	12.0	106.1	45.8	1.6	381.6	102.8	3.6
92(2080)	22.8	119.2	81.1	12.8	116.5	50.6	2.6	407.8	89.2	3.5
102(2090)	22.8	134.4	92.1	14.2	128.5	56.0	5.9	455.2	80.9	3.5
112(2100)	22.8	154.0	105.8	17.1	142.5	62.3	11.5	549.4	79.3	3.8

(注1) 長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

賃金上昇率

2.1 %

物価上昇率

1.0 %

運用利回り

3.2 %

可処分所得上昇率

2.1 % (ただし、平成35(2023)年度までは1.9%)

(注2) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3) 「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注4) 厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

〔国民年金〕

国庫負担：平成21(2009)年度2分の1完成
 平成17(2005)～20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担
 （平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担）

年度	保険料月額 (16年度価格)	収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
			保険料 収 入	運用収入					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,900	4.1	2.2	0.2	4.3	-0.2	10.8	10.8	2.6
18(2006)	14,500	4.5	2.4	0.2	4.6	-0.1	10.7	10.7	2.4
19(2007)	15,100	4.8	2.6	0.3	4.9	0.0	10.7	10.7	2.2
20(2008)	15,700	5.1	2.7	0.3	5.0	0.0	10.7	10.5	2.1
21(2009)	16,300	5.7	2.8	0.3	5.1	0.6	11.3	11.0	2.1
22(2010)	16,900	6.1	3.0	0.4	5.3	0.8	12.1	11.3	2.1
27(2015)	19,900	7.5	3.6	0.5	6.3	1.1	16.9	14.3	2.5
32(2020)	20,700	8.6	4.1	0.7	7.2	1.4	23.2	17.7	3.0
37(2025)	20,700	9.7	4.5	0.9	8.0	1.7	30.7	21.1	3.6
42(2030)	20,700	10.9	4.9	1.2	9.1	1.8	39.2	24.3	4.1
52(2040)	20,700	13.5	5.2	1.7	12.1	1.4	54.6	27.4	4.4
62(2050)	20,700	15.8	5.7	2.0	14.9	1.0	64.9	26.5	4.3
72(2060)	20,700	18.0	6.4	2.3	17.0	1.0	73.7	24.4	4.3
82(2070)	20,700	20.1	7.1	2.6	18.9	1.2	83.5	22.5	4.4
92(2080)	20,700	22.4	7.9	3.0	21.0	1.5	95.6	20.9	4.5
102(2090)	20,700	25.3	9.1	3.5	23.2	2.1	112.4	20.0	4.7
112(2100)	20,700	28.9	10.4	4.3	25.8	3.1	137.0	19.8	5.2

(注1) 長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

賃金上昇率 2.1 %
 物価上昇率 1.0 %
 運用利回り 3.2 %
 可処分所得上昇率 2.1 % (ただし、平成35(2023)年度までは1.9%)

(注2) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3) 「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

我が国の国民一般を対象とした公的年金制度の主な起源は、戦時中の昭和 17 年に創設された労働者年金保険制度の流れを汲んだ厚生年金制度と、昭和 36 年の国民皆年金の実現に伴い創設された国民年金制度である。

その後、我が国は高度経済成長やオイルショックなどを経験し、厚生年金制度や国民年金制度はそうした状況に対応すべく逐次給付改善を行い、物価スライドや賃金再評価の導入などの改正を経て発展してきた。

昭和 50 年代まで自営業者を中心とした国民年金と被用者の年金制度である厚生年金及び共済年金制度が、全く別制度として分立していたが、第 1 次産業を中心とした社会から第 2、3 次産業を中心とした社会へ産業構造が変化してきたことにより財政基盤が不安定になるといった問題が生じていた。このような産業構造・就業構造の変化に対応できるよう、昭和 60 年改正において基礎年金制度が導入され、全国民共通である定額の基礎年金を 1 階部分とし、被用者については基礎年金に上乗せして報酬比例の 2 階部分を組み合わせる体系へと再編された。

このような流れを経て発展してきた公的年金制度においては、少なくとも 5 年に一度、財政再計算が行われ、併せて必要な制度改正が行われてきた。ここでは、昭和 17 年の労働者年金保険制度の創設以来、社会・経済情勢の変化に伴い行われてきた、制度改正と財政再計算について概観する。

1. 我が国の公的年金制度の創設

～昭和 36 年の国民皆年金制度の実現まで

(1) 労働者年金保険制度の創設

昭和 17 年、主に工場や鉱山で働く男子労働者を対象とした労働者年金保険制度が創設された。

創設当時より老齢年金、障害年金、遺族年金の給付が設けられており、老齢年金は、被保険者期間が 20 年以上の者に 55 歳より支給することとされ、年金額は被保険者期間における平均報酬年額の 4 分の 1 を基礎として、被保険者期間が 20 年を超える 1 年ごとに平均報酬年額の 100 分の 1 を加算した額とされた。

制度創設当時の保険料率は、月収の 6.4%（ただし坑内員は 8%）と定められた。この保険料率は、将来にわたって一定の保険料率を徴収することとした場合に必要な水準として計算される平準保険料率を基準に定められた。

また、国庫負担は、給付費の 10%（坑内員は 20%）とされた。

その後、昭和 19 年には名称が厚生年金保険と改められ、適用事業所の範囲の拡大や、女子への適用拡大も行われた。また、給付水準も改善され、老齢年金の年金額は、平均報酬年額の 3 分の 1 を基礎として、被保険者期間が 20 年を超える 1 年ごとに平均報酬年額の 90 分の 1 を加算した額とされた。それに伴い、保険料率も月収の 11%（坑内員は 15%）に引き上げられた。

（２）戦後の保険料率の引下げ

当時の厚生年金制度は賃金再評価・物価スライドの仕組みが組み込まれていなかったため、戦後の急速なインフレにより、給付の実質価値が大幅に低下してしまった。このため、昭和 23 年改正においてインフレに対応するため、当時既に支給の始まっていた障害年金について大幅な給付増額が行われた。

一方、この改正で、保険料負担については、戦後の混乱期における被保険者と事業主の負担能力を考慮し、保険料率を月収の 3%（坑内員は 3.5%）に引き下げた。当時は平準保険料を念頭において財政運営がなされており、当時計算された平準保険料率は、男子 9.4%、女子 5.5%、坑内員 12.3%であったことから、引き下げられた保険料率は暫定的なものとされた。

急速なインフレにより積立金の実質価値が大幅に低下したことと、保険料を大幅に引き下げたことにより、これ以後、厚生年金は、実質的には賦課方式を基本とした制度となったと考えることもできる。

（３）昭和 29 年の厚生年金保険法の全面改正

政府が緊縮財政を進めた結果、戦後の急激なインフレは昭和 20 年代中頃からやや沈静化してきたが、厚生年金の老齢年金の給付水準はインフレ前の低い標準報酬が反映されるなどして十分ではなかった。また、被用者でも業種によっては適用されないなどの問題があったため、厚生年金の老齢年金受給者が実際に発生する昭和 29 年までに、厚生年金保険制度は戦後の新時代の要請に沿うような制度へと全面的に改正されることとなった。

昭和 28 年の改正では、適用範囲が建築・医療・通信などの業種にまで拡大された。また、昭和 29 年の改正では給付体系が、定額部分に報酬比例の給付を上乗せする体系に改められた。なお、当時の定額部分は加入期間にかかわらず、一律定額とされていた。国庫負担についても給付費の 15%に引き上げられた。（坑内員の国庫負担は 20%で据え置き。）

【老齢年金の基本設計（昭和 29 年改正）】

- ・支給開始年齢；男子 60 歳、女子 55 歳
- ・老齢年金の年金額

$$\text{年金額} = 24,000 \text{ 円} + \text{平均標準報酬月額} \times 5/1000 \times \text{加入月数}$$

保険料については、第 2－3－1 表のとおり計算されたが、平準保険料をそのまま適用することは社会情勢上困難であったので、従来の暫定保険料率をそのまま据え置き、その後、段階的に保険料率を引き上げる段階保険料方式が採用されることとなった。

また、法律に「保険料率は、（中略）将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、且つ、少くとも五年ごとに、この基準に従って再計算されるべきものとする」と規定され、以後、少なくとも 5 年に一度の財政再計算が義務づけられることとなった。しかしながら、段階保険料方式が、法律上明記されることとなったのは、「保険料率は、（中略）基準に適合するに至るまでの間、段階的に引き上げられるべきものとする」との規定が盛り込まれた昭和 40 年改正のことであった。

第 2－3－1 表 昭和 29 年財政再計算結果

段 階 保 険 料 率						
年 度	予定利率が当初10年間5%、 以降4.5%の場合			予定利率が全期間5.5%の場合		
	男 子	女 子	坑内員	男 子	女 子	坑内員
昭和29(1954)年度～	% 3.0	% 3.0	% 3.5	% 3.0	% 3.0	% 3.5
昭和34(1959)年度～	4.0	4.0	4.8	4.0	3.2	4.8
昭和39(1964)年度～	5.0		6.0	4.5		5.4
昭和44(1969)年度～	6.1		7.3			
平 準 保 険 料 率						
予定利率が当初10年間5%以降4.5%の場合			予定利率が全期間5.5%の場合			
男 子	女 子	坑内員	男 子	女 子	坑内員	
% 5.0	% 3.6	% 6.0	% 4.1	% 3.1	% 4.9	

なお、当時の財政再計算では、将来の物価上昇や賃金上昇（ベア）を見込まず保険料収入や年金給付費を推計していた。これは、昭和 48 年改正で年金の賃金再評価・物価スライドが導入される前までは、財政再計算において将来の物価上昇や賃金上昇（ベア）を見込むこととすると、給付は名目額で据え置かれたまま、保険料収入のみがベアに応じて増大するという前提で、過度に楽観的な財政見通しを示すことになり、不適切と判断されたからである。

（４）昭和 36 年の国民年金制度の創設による国民皆年金の確立

戦後の復興期を終えた昭和 30 年代当時、自営業者等は公的年金制度の対象になっていなかったが、高齢化による老後生活への不安や、戦後の家族制度の変革に伴う核家族化の進行などを背景として、全国民に老後の所得保障を与える国民皆年金を望む声が次第に高まってきていた。昭和 33 年には国民健康保険制度ができて国民皆保険が実現しており、また当時のいわゆる神武景気の中で財源が捻出しやすかったことから独自に敬老年金を支給していた地方自治体もあった。こうした流れを受けて、既存の公的年金制度に加入していなかった自営業者等を適用対象とした国民年金制度が創設され、無拠出制については昭和 34 年から、拠出制については昭和 36 年からそれぞれ実施に移された。

当時、国民年金では、被用者の被扶養配偶者は任意加入とされた。保険給付として老齢年金、障害年金、母子・遺児・寡婦年金等が設けられ、老齢年金は保険料納付期間に応じた定額の給付とされた。また、保険料も定額保険料とされ、平準保険料に基づき月額 100 円（35 歳以上の者は 150 円）に設定された。

国庫負担については、拠出時負担となっており保険料の 2 分の 1 が国庫負担であった。これは保険料負担と国庫負担の比率が 2 対 1 であることを意味しており、現在の給付時負担で考えると給付費の 3 分の 1 の国庫負担割合に相当する。

【老齢年金の基本設計（昭和 34 年改正）】

国民年金； 年金額＝20 年未満加入年数×900 円＋20 年超加入年数×1,200 円

厚生年金； 年金額＝平均標準報酬×6/1000×加入月数＋24,000 円

第 2－3－2 表 昭和 34 年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率			
年 度	男 子	女 子	坑内員
	%	%	%
昭和36(1961)年度～	3.5	3.0	4.2
昭和41(1966)年度～	4.0	3.1	4.8
昭和46(1971)年度～	4.5	3.1	5.4
昭和51(1976)年度～	4.9	3.1	5.9
平 準 保 険 料 率			
男 子	女 子		坑内員
%	%		%
4.4	3.1		5.2

（注） 予定利率 5.5%

国民年金

平準保険料
円 128.3

（注） 予定利率 5.5%

2. 公的年金の拡充

厚生年金については、昭和 29 年改正において大幅な見直しが行われたが、その後の賃金や物価の上昇に伴って、年金の実質価値が低下し、給付水準が不十分であるという指摘が各方面から起こった。このようなことから、昭和 35 年改正により、厚生年金について、報酬比例部分の給付乗率を 1000 分の 5 から 1000 分の 6 に引き上げる改正が行われ、同時に、昭和 23 年から月収の 3% で据え置かれていた保険料率についても月収の 3.5% (女子 3%、坑内員 4.2%) に引き上げられた。以後、厚生年金の保険料率は、経済の発展や高齢化の進展に伴い段階的に引き上げられていくこととなる。

昭和 36 年の国民年金制度の発足後、昭和 40 年代の高度成長を通じ、国民の生活水準が高くなってきたことに伴い、国民年金、厚生年金では、財政再計算ごとに逐次給付水準が引き上げられた。そして、昭和 48 年改正により、賃金再評価・物価スライドの仕組みが制度に組み込まれることとなった。

(1) 昭和 40 年改正 (1 万円年金の実現)

昭和 40 年改正により、厚生年金は、それまで一律定額であった定額部分の給付を加入月数に比例する仕組みに改めた上で額を引き上げるとともに、報酬比例部分の乗率を 1000 分の 6 から 1000 分の 10 へ引き上げ、標準的な老齢年金の月額が 1 万円となる年金 (1 万円年金) が実現した。

一方、昭和 36 年に創設された国民年金は 2 千万人規模の被保険者を抱くまでになり、高齢化の進行に伴う老後の所得保障への国民の関心の高まりから、やはりその給付水準の拡充が望まれていた。厚生年金で 1 万円年金が実現されたこともあって、国民年金に関する議論が活発に行われ、厚生年金の定額部分が国民年金に相当するとの考え方から、被保険者 1 人あたりの標準的な年金月額が 5 千円 (夫婦で 1 万円) となるように給付水準が引き上げられた。

【老齢年金の基本設計 (昭和 40 年改正)】

国民年金； 年金額＝加入年数×2,400 円

厚生年金； 年金額＝平均標準報酬月額×10/1000×加入月数＋250 円×加入月数

国民年金では制度創設当初は平準保険料に基づいて保険料を設定していたが、給付水準の大幅な改善による保険料負担の急激な増加を抑えるため、厚生年金と同様、段階的に保険料を引き上げる段階保険料方式を採用することとなった。以後、国民年金の保険料は、経済の発展とそれに伴う給付改善や高齢化の進展に併

せ、厚生年金と同様に段階的に引き上げられていくこととなる。また、国民年金の財政方式についても賦課方式的な考え方に移行することとなった。

また、この改正により、厚生年金の国庫負担は給付費の 15%（坑内員 20%）から 20%（坑内員 25%）へ引き上げられた。

第 2－3－3 表 昭和 40 年財政再計算結果

厚生年金

国民年金(41年財政再計算分)

段階保険料率			
年 度	男 子	女 子	坑内員
	%	%	%
昭和40(1965)年5月～	5.5	3.9	6.7
昭和45(1970)年5月～	6.0	4.3	7.2
昭和50(1975)年5月～	6.5	4.8	7.7
昭和55(1980)年5月～	7.0	5.3	8.2
昭和60(1985)年5月～	7.5	5.8	8.7
平成 2(1990)年5月～	8.0	6.3	9.2
平成 7(1995)年5月～	8.5	6.8	9.7
平成12(2000)年5月～	9.0	7.3	10.2
平成17(2005)年5月～	9.0	7.7	10.2
平 準 保 険 料 率			
男 子	女 子		坑内員
%	%		%
6.9	5.3		15.8

段階保険料月額		
年 度	35歳未満	35歳以上
	円	円
～昭和41(1966)年12月	100	150
昭和42(1967)年1月～	200	250
昭和44(1969)年1月～	250	300
昭和46(1971)年4月～	300	350
昭和51(1976)年4月～	400	450
昭和56(1981)年4月～	508	
平 準 保 険 料		
		円
		403

(注) 予定利率 5.5%

(注) 予定利率 5.5%

(2) 昭和 44 年改正 (2 万円年金の実現)

前回の改正において給付水準が引き上げられたが、当時の経済の高度成長とそれに伴う生活水準の向上、また、高齢化、核家族化の進展などによる老後の所得保障へ関心の高まりから、年金給付水準の一層の充実が望まれていた。

そこで、厚生年金については、定額部分の給付単価を引き上げるとともに過去の低い標準報酬を報酬比例部分の年金額の算定基礎から除外し、標準的な年金月額が 2 万円程度となるよう改正された。国民年金についても、給付単価を引き上げ、標準的な年金月額が 1 万円（夫婦で 2 万円）となるよう改正が行われることとなった。

【老齢年金の基本設計（昭和 44 年改正）】

国民年金； 年金額＝加入年数×3,840 円

厚生年金； 年金額＝平均標準報酬月額×10/1000×加入月数＋400 円×加入月数

第 2 - 3 - 4 表 昭和 44 年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率			
年 度	男 子	女 子	坑内員
	%	%	%
昭和44(1969)年11月～	6.2	4.6	7.4
昭和46(1971)年11月～	6.4	4.8	7.6
昭和50(1975)年 4月～	6.9	5.3	8.1
昭和55(1980)年 4月～	7.4	5.8	8.6
昭和60(1985)年 4月～	7.9	6.3	9.1
平成 2(1990)年 4月～	8.4	6.8	9.6
平成 7(1995)年 4月～	9.4	7.8	10.6
平成12(2000)年 4月～	10.4	8.8	11.6
平成17(2005)年 4月～	11.4	9.4	12.6
平成22(2010)年 4月～	12.4	9.4	13.6
平成27(2015)年 4月～	13.4	9.4	14.6
平成32(2020)年 4月～	14.4	9.4	15.6
平成37(2025)年 4月～	15.4	9.4	16.6
平成42(2030)年 4月～	15.6	9.4	16.8
平 準 保 険 料 率			
男 子	女 子		坑内員
%	%	%	
8.5	6.4		20.4

(注) 予定利率 5.5%

国民年金

段階保険料月額	
年 度	
	円
昭和45(1970)年7月～	450
昭和47(1972)年7月～	550
昭和50(1975)年4月～	650
昭和55(1980)年4月～	750
昭和60(1985)年4月～	850
平成 2(1990)年4月～	950
平成 7(1995)年4月～	1,050
平成12(2000)年4月～	1,250
平成17(2005)年4月～	1,450
平成22(2010)年4月～	1,640
平 準 保 険 料	
	円
	862

(注) 予定利率 5.5%

(3) 昭和 48 年改正 (5 万円年金の実現 ; 賃金再評価・物価スライド制の導入)

我が国は急速に高齢化社会を迎えようとしていたが、引き続き核家族化の進展や扶養意識の変化などにより高齢者を取り巻く環境は著しく変化しつつあった。そのため、老後の所得保障の問題に対する国民の関心はかつてないほど高まっていた。また、経済の高度成長に伴い物価水準等が上昇していく中で、年金給付の実質価値の低下が問題となっていた。

このような社会状況の中で、昭和 48 年改正により、賃金再評価・物価スライドの仕組みが、厚生年金、国民年金に組み込まれることとなった。また、厚生年金の給付水準は、現役の厚生年金被保険者の平均賃金の 60%程度の水準を目標とする考え方で設定され、その結果、標準的なケースでの年金月額は 5 万円程度とされた。国民年金においても、標準的な年金月額が 2 万 5 千円程度 (夫婦で 5 万円程度) となるような給付水準に改められた。

【老齢年金の基本設計（昭和48年改正）】

国民年金；年金額＝加入年数×9,600円

厚生年金；年金額＝平均標準報酬月額（再評価後）×10/1000×加入月数＋1,000円×加入月数

賃金再評価・物価スライドの仕組みが導入されたことから、保険料設定に際しては、従来のような物価、賃金の上昇を織り込まない静態的な見通しではなく、経済的変動を織り込んだ動態的な将来の収支見通しを用いるようになった。またこれに伴い、昭和48年以降の財政再計算では、収支見通しの基礎となる将来の被保険者数見通しは人口問題研究所（現 国立社会保障・人口問題研究所）の将来推計人口に基づいて設定されるようになった。なお、従来どおりの静態的な計算に基づく平準保険料についても、参考として引き続き算出された。

第2－3－5表 昭和48年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率			
年 度	男 子	女 子	坑内員
	%	%	%
～昭和48(1973)年10月	6.4	4.8	7.6
昭和48(1973)年11月～	7.6	5.8	8.8
昭和53(1978)年11月～	9.1	7.3	10.3
昭和58(1983)年11月～	10.6	8.8	11.8
昭和63(1988)年11月～	12.4	10.6	13.6
平成 5(1993)年11月～	14.2	12.4	15.4
平成10(1998)年11月～	16.0	14.2	17.2
平成15(2003)年11月～	17.8	16.0	19.0
平成20(2008)年11月～	19.6	17.8	20.8
(参考)平準保険料率			
男 子	女 子		坑内員
%	%		%
10.5	13.9		46.9

(注1) 賃金上昇率

昭和48年度から昭和52年度まで 年率13%

〃 53 〃 57 〃 10%

〃 58 〃 62 〃 8%

〃 63年度以降 〃 7%

運用利回り 6.2%

物価上昇率 5.0%

(注2) 平準保険料率については予定利率5.5%で算定

国民年金

段階保険料月額(名目)	
年 度	円
昭和49(1974)年1月～	900
昭和50(1975)年1月～	1,100
昭和51(1976)年1月～	1,300
昭和52(1977)年1月～	1,500
昭和53(1978)年1月～	1,700
昭和54(1979)年1月～	2,000
昭和55(1980)年1月～	2,300
昭和56(1981)年1月～	2,600
昭和57(1982)年1月～	2,900
昭和58(1983)年1月～	3,200
昭和59(1984)年1月～	3,500
昭和60(1985)年1月～	3,800
昭和61(1986)年1月～	4,100
平成 3(1991)年1月～	6,600
平成 8(1996)年1月～	10,500
平成13(2001)年1月～	16,800
平成18(2006)年1月～	25,800
平成23(2011)年1月～	35,800
(参考)平準保険料	
	円
	2,661

(注1) 年金改定率 5.0%

(注2) 平準保険料については予定利率5.5%で算定

（４）昭和 51 年改正及び昭和 55 年改正

オイルショックに伴って猛烈なインフレーションが起こったが、昭和 48 年改正で導入されたばかりの年金額の自動改定規定は直ちに威力を発揮することとなった。

社会情勢の変化を踏まえ、賃金上昇に伴う再評価率の改定等の給付改善と保険料の引上げを主な内容とした法改正が、昭和 51、55 年に行われ、同時に財政再計算も実施された。

また、昭和 51 年改正では、国民年金の国庫負担が拠出時負担から給付時負担となり、給付費の 3 分の 1 が国庫負担となった。

昭和 51 年改正

【老齢年金の基本設計（昭和 51 年改正）】

国民年金；年金額＝加入年数×15,600 円

厚生年金；年金額＝平均標準報酬月額(再評価後)×10/1000×加入月数+1,650 円×加入月数

第 2－3－6 表 昭和 51 年財政再計算

厚生年金

段階保険料率			
年 度	男 子	女 子	坑内員
	%	%	%
昭和51(1976)年8月～	9.1	7.3	10.3
昭和56(1981)年8月～	10.9	9.1	12.1
昭和61(1986)年8月～	12.7	10.9	13.9
平成 3(1991)年8月～	14.7	12.9	15.9
平成 8(1996)年8月～	16.7	14.9	17.9
平成13(2001)年8月～	18.7	16.9	19.9
平成18(2006)年8月～	20.7	18.9	21.9
(参考) 平準保険料率			
男 子	女 子	坑内員	
%	%	%	
13.9	20.0	61.5	

- (注1) 賃金上昇率 昭和51年度から昭和55年度 10%
昭和56年度から昭和60年度 8%
昭和61年度以降 6%
- 運用利回り 昭和51年度から昭和55年度 6.5%
昭和56年度から昭和60年度 6.2%
昭和61年度以降 6%

(注2) 平準保険料率については予定利率5.5%で算定

国民年金

段階保険料月額(51年度価格)	
年 度	円
昭和51(1976)年	1,400
昭和52(1977)年	2,200
昭和53(1978)年	2,500
昭和54(1979)年	2,800
昭和55(1980)年	3,100
昭和56(1981)年	3,400
昭和57(1982)年	3,700
昭和58(1983)年	3,900
昭和59(1984)年	4,100
昭和60(1985)年	4,300
平成 2(1990)年	5,300
平成 7(1995)年	6,300
平成12(2000)年	7,150
平成17(2005)年	7,900
平成22(2010)年～	8,650
(参考) 平準保険料	
	円
	5,040

- (注1) 利回り 6.0%
年金改定率 8.0%

(注2) 平準保険料については予定利率 5.5%で算定

昭和 55 年改正

【老齢年金の基本設計（昭和 55 年改正）】

国民年金；年金額＝加入年数×20,160 円

厚生年金；年金額＝平均標準報酬月額(再評価後)×10/1000×加入月数+2,050 円×加入月数

第 2－3－7 表 昭和 55 年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率			
年 度	男 子	女 子	坑内員
	%	%	%
昭和55(1980)年10月～	10.6	8.9	11.8
昭和56(1981)年10月～	10.6	9.0	11.8
昭和57(1982)年10月～	10.6	9.1	11.8
昭和58(1983)年10月～	10.6	9.2	11.8
昭和59(1984)年10月～	10.6	9.3	11.8
昭和60(1985)年10月～	12.4	11.2	13.6
昭和61(1986)年10月～	12.4	11.3	13.6
昭和62(1987)年10月～	12.4	11.4	13.6
昭和63(1988)年10月～	12.4	11.5	13.6
平成元(1989)年10月～	12.4	11.6	13.6
平成 2(1990)年10月～	14.2	13.5	15.4
平成 7(1995)年10月～	16.0	15.8	17.2
平成12(2000)年10月～	17.8	17.8	19.0
平成17(2005)年10月～	19.6	19.6	20.8
平成22(2010)年10月～	30.6	30.6	31.8
平成27(2015)年10月～	34.1	34.1	35.3
平成32(2020)年10月～	34.9	34.9	36.1
(参考)平準保険料率			
男 子	女 子	坑内員	
%	%	%	
19.1	26.4	65.6	

(注1) 年金額は今回の改正法で設定された給付水準が維持されていくものと仮定した。

(注2) 賃金上昇率 7.0%
物価上昇率 5.0%
運用利回り 6.0%

(注3) 平準保険料率については予定利率5.5%で算定

国民年金

段階保険料月額(55年度価格)	
年 度	円
昭和55(1980)年	3,770
昭和56(1981)年	4,500
昭和57(1982)年	4,850
昭和58(1983)年	5,200
昭和59(1984)年	5,550
昭和60(1985)年	5,900
昭和61(1986)年	6,250
昭和62(1987)年	6,600
昭和63(1988)年	6,950
平成元(1989)年	7,300
平成 2(1990)年	7,650
平成 7(1995)年	9,400
平成12(2000)年	11,150
平成17(2005)年	12,900
平成22(2010)年	14,650
平成27(2015)年～	15,700
(参考)平準保険料	
	円
	7,980

(注1) 物価上昇率 5.0%
運用利回り 6.0%
年金改定率 8.0%

(注2) 平準保険料については予定利率5.5%で算定

3. 昭和 60 年の改正 基礎年金制度の導入等

国民年金法の制定により国民皆年金が実現されて以来、経済の成長に合わせて年金給付水準が引き上げられてきて、我が国の年金の給付水準は国際的にも遜色ないものとなった。我が国の人口構造が先進諸国に例をみない速さで高齢化が進むなか、年金制度は国民生活に大きな影響を与えるようになってきた。

一方、当時我が国の公的年金制度は、様々な歴史的背景から、職域により国民年金、厚生年金、共済年金に分立し、それぞれ独自の運営をしていた。高齢化の進展に伴い受給者数が増大する一方で、産業構造の変化等により制度間の被保険者の移動が起こったことで、被保険者の減少した制度では財政が不安定となり、制度間の給付水準・負担水準の格差が広がるとの問題が生じていた。

そこで、年金制度が産業構造の変化等の影響を受けず安定的に運営できるようにするため、1 階部分として全国民共通の基礎年金制度を導入し、被用者については、厚生年金、共済年金が上乘せの給付（2 階部分）を行うという 2 階建ての制度に再編されることとなった。

この改正により、全国民共通の基礎年金給付のための費用は、20 歳から 59 歳までの全国民の頭割りの考え方で算出され、各制度が負担する拠出金（基礎年金拠出金）で賄うこととされ、1 階部分は産業構造の変化の影響を受けない制度となった。これに伴って国庫負担は原則として基礎年金部分に集中することとされ、各制度が負担する基礎年金拠出金に対してその 3 分の 1 の国庫負担がなされることとなった。また、それまで被用者の被扶養配偶者は国民年金に任意加入とされていたが、基礎年金を全国民共通のものとする考え方に沿って、第 3 号被保険者として国民年金に適用され、本人の保険料負担はないが配偶者の加入する被用者年金制度が拠出金を負担することにより基礎年金の給付を受けることができることとなった。

【老齢年金の基本設計（昭和 60 年改正）】

基礎年金；年金額＝600,000 円×加入年数／40 年

厚生年金；年金額＝基礎年金＋平均標準報酬(再評価後)×7.5/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	昭和 56 年 11 月 厚生省人口問題研究所推計 2025 年見込 出生率 2.09 平均寿命 男 75.1 歳 女 80.4 歳
	予定利率	年率 7%
	賃金上昇率	年率 4%
	物価上昇率	年率 3%

第 2 - 3 - 8 表 昭和 59 年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率		
年 度	一 種	二 種
	%	%
昭和61(1986)年	12.4	11.3
昭和62(1987)年	12.4	11.5
昭和63(1988)年	12.4	11.7
平成元(1989)年	12.4	11.9
平成 2(1990)年	12.4	12.1
平成 3(1991)年	14.2	14.1
平成 4(1992)年	14.2	14.2
平成 5(1993)年	14.2	14.2
平成 6(1994)年	14.2	14.2
平成 7(1995)年	14.2	14.2
平成12(2000)年	16.0	16.0
平成17(2005)年	18.7	18.7
平成22(2010)年	23.4	23.4
平成27(2015)年	26.3	26.3
平成32(2020)年	28.4	28.4
平成37(2025)年～	28.9	28.9

国民年金

段階保険料月額(59年度価格)	
年 度	円
昭和61(1986)年	6,800
昭和62(1987)年	7,100
昭和63(1988)年	7,400
平成元(1989)年	7,700
平成 2(1990)年	8,000
平成 3(1991)年	8,300
平成 4(1992)年	8,600
平成 5(1993)年	8,900
平成 6(1994)年	9,200
平成 7(1995)年	9,500
平成12(2000)年	11,000
平成17(2005)年	12,500
平成22(2010)年～	13,000

(注) 年金額は今回の改正法で設定された
給付水準が維持されていくものと仮定
した。

4. 平成元年の改正 完全自動物価スライドの導入等

昭和 60 年改正において基礎年金制度を創設し、年金制度の安定化が図られたが、我が国の平均寿命の伸びは著しく、将来的には 65 歳以上の人口が総人口の 2 割を超えるほどの高齢化社会となる見通しとなった。

これに対応するため、厚生年金の支給開始年齢の引上げが検討されたものの、見送られることとなり、年金額の完全自動物価スライド制の導入や、20 歳以上の学生の国民年金への強制適用等の改正が行われた。

【老齢年金の基本設計（平成元年改正）】

基礎年金；年金額＝666,000 円×加入年数／40 年

厚生年金；年金額＝基礎年金＋平均標準報酬(再評価後)×7.5/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	昭和 61 年 12 月 厚生省人口問題研究所推計 2025 年見込 出生率 2.00 平均寿命 男 77.9 歳 女 83.9 歳
	予定利率	年率 5.5%
	賃金上昇率	年率 4.1%
	物価上昇率	年率 2.0%

第 2 - 3 - 9 表 平成元年財政再計算結果

厚生年金

段 階 保 険 料 率				
年 度	支給開始年齢を60歳に据え置いた場合		支給開始年齢を段階的に65歳まで引き上げていく場合	
	男 子	女 子	男 子	女 子
	%	%	%	%
平成2(1990)年	14.6	14.1	14.6	14.1
平成3(1991)年	14.6	14.25	14.6	14.25
平成4(1992)年	14.6	14.4	14.6	14.4
平成5(1993)年	14.6	14.55	14.6	14.55
平成6(1994)年	14.6	14.6	14.6	14.6
平成7(1995)年	16.8	16.8	16.8	16.8
平成12(2000)年	19.0	19.0	19.0	19.0
平成17(2005)年	22.1	22.1	21.2	21.2
平成22(2010)年	27.5	27.5	23.4	23.4
平成27(2015)年	30.4	30.4	25.6	25.6
平成32(2020)年～	31.5	31.5	26.1	26.1

国民年金

段階保険料月額(元年度価格)	
年 度	円
平成2(1990)年	8,400
平成3(1991)年	8,800
平成4(1992)年	9,200
平成5(1993)年	9,600
平成6(1994)年	10,000
平成7(1995)年	10,400
平成8(1996)年	10,800
平成9(1997)年	11,200
平成10(1998)年	11,600
平成11(1999)年	12,000
平成12(2000)年	12,400
平成17(2005)年	14,400
平成22(2010)年～	16,100

5. 平成 6 年の改正 支給開始年齢の引上げ等

寿命の伸び等に伴う高齢化の進行については、従来から広く認識されていたが、平成に入ってから、これに加えて少子化が顕著な問題となってきた。特に、平成元(1989)年の合計特殊出生率 1.57 は、昭和 41(1966)年(ひのえうま)の合計特殊出生率 1.58 を下回って「1.57 ショック」と言われ、広く少子化の進行が認識された。

平成 6 年財政再計算において用いられた将来推計人口(平成 4 年推計)において、中位推計における将来の合計特殊出生率は、人口置換水準を下回る 1.80 とされていた。また、平均寿命も伸び続けており、本格的に人生 80 年時代を迎えようとするなかで、活力ある長寿社会を築くことが必要であると認識されるようになっていた。そのため、年金制度のあり方についても 60 歳定年を前提とせず、65 歳でも現役でいられる社会にふさわしいものとするのが求められた。また、年金受給者数が急激に増大するなか、年金制度を将来にわたって安定的に運営して

いくために給付と負担のバランスをとる措置が必要だと考えられていた。

そこで厚生年金において定額部分の支給開始年齢を、男子については平成 13(2001)年度から平成 25(2013)年度にかけて、女子についてはその 5 年遅れで、65 歳に引き上げる改正が行われることになった。また、年金のスライドにおける賃金再評価の仕組みは、名目賃金の伸びに応じたスライドから、手取り賃金の伸びに応じたスライド（可処分所得スライド）に改められた。

また、厚生年金の保険料負担については、新たに賞与から特別保険料 1%を徴収することになった一方で、育児休業期間中の本人保険料負担の免除措置が取られることとなった。その他、在職老齢年金の支給停止の仕組みが改められ、雇用保険との併給調整も行う等の改正が行われた。

【老齢年金の基本設計（平成 6 年改正）】

基礎年金；年金額＝780,000 円×加入年数／40 年

厚生年金；年金額＝基礎年金＋平均標準報酬(再評価後)×7.5/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	平成 4 年 9 月 厚生省人口問題研究所推計 2025 年見込 出生率 1.80 平均寿命 男 78.3 歳 女 85.1 歳
	予定利率	年率 5.5%
	賃金上昇率	年率 4.0%
	物価上昇率	年率 2.0%

第 2 - 3 - 1 0 表 平成 6 年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率	
年 度	%
平成7(1995)年	16.5
平成8(1996)年	17.35
平成9(1997)年	17.35
平成10(1998)年	17.35
平成11(1999)年	19.5
平成12(2000)年	19.5
平成13(2001)年	19.5
平成14(2002)年	19.5
平成15(2003)年	19.5
平成16(2004)年	22.0
平成17(2005)年	22.0
平成22(2010)年	24.5
平成27(2015)年	27.0
平成32(2020)年	29.5
平成37(2025)年～	29.8

国民年金

段階保険料月額(6年度価格)	
年 度	円
平成7(1995)年	11,700
平成8(1996)年	12,200
平成9(1997)年	12,700
平成10(1998)年	13,200
平成11(1999)年	13,700
平成12(2000)年	14,200
平成13(2001)年	14,700
平成14(2002)年	15,200
平成15(2003)年	15,700
平成16(2004)年	16,200
平成17(2005)年	16,700
平成22(2010)年	19,200
平成27(2015)年～	21,700

6. 平成 12 年の改正 支給開始年齢の引上げ、給付水準適正化等

平成 11 年当時、我が国では、先進諸国に例をみないほど急速な少子・高齢化が進んでいた。合計特殊出生率は、平成 7 年には 1.42 まで低下しており、平成 11 年財政再計算において用いられた将来推計人口（平成 9 年推計）において、中位推計の将来の合計特殊出生率は、前回推計よりさらに低い 1.61 とされていた。また、平均寿命も伸び続けており、将来的には 65 歳以上人口が総人口に占める割合は 3 割を超える見通しとなっていた。一方、経済は実質マイナス成長に落ち込んだ時期もあり、賃金上昇率や物価上昇率も低水準にあったため、少子・高齢化が進み、経済の成長基調が変化する中で、将来の現役世代の負担はより重くなっていくことが想定された。そこで、給付と負担のバランスを確保しつつ、将来世代の負担を過重なものとしないうに改正が行われることとなった。将来世代の負担の上限としては、厚生年金の保険料率 20%（総報酬ベース）が一つの目安とされた。

将来世代の保険料負担を緩和するため、基礎年金への国庫負担については、安定した財源を確保しつつ国庫負担割合の 2 分の 1 への引き上げを図ることとされた。

厚生年金については、報酬比例部分の給付水準が 5%適正化され、また裁定後

の年金額は賃金再評価を行わず物価スライドによって購買力を維持することとされた。さらに、厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢を男子については平成 25(2013)年度から平成 37(2025)年度にかけて、女子についてはその 5 年遅れで、65 歳に引き上げることになった。また、月給と賞与に同一の保険料率を適用する総報酬制が導入され、育児休業期間中の保険料については事業主負担分も免除される等の改正が行われた。

国民年金については、保険料の半額免除制度、20 歳以上の学生の保険料の納付猶予・追納制度の新設等の改正が行われた。

【老齢年金の基本設計（平成 12 年改正）】

基礎年金；年金額＝804,200 円×加入年数／40 年

厚生年金；年金額＝基礎年金＋平均総報酬(再評価後)×5.481/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	平成 9 年 1 月 国立社会保障・人口問題研究所推計 2025 年見込 出生率 1.61 平均寿命 男 78.8 歳 女 85.8 歳
	予定利率	年率 4.0%
	賃金上昇率	年率 2.5%
	物価上昇率	年率 1.5%
	年金改定率 (新規裁定者分)	年率 2.5% (ただし、平成 36 年財政再計算期までは 2.3%)

第 2 - 3 - 1 1 表 平成 11 年財政再計算結果

厚生年金

段 階 保 険 料 率				
年 度	国庫負担1/3		国庫負担1/2	
	対総報酬	(標準報酬 月額換算)	対総報酬	(標準報酬 月額換算)
	%	%	%	%
平成12(2000)年	-	17.35	-	17.35
平成13(2001)年	-	17.35	-	17.35
平成14(2002)年	-	17.35	-	17.35
平成15(2003)年	13.58	(17.35)	13.58	(17.35)
平成16(2004)年	15.50	(19.85)	14.58	(18.65)
平成17(2005)年	15.50	(19.85)	14.58	(18.65)
平成22(2010)年	17.42	(22.35)	16.35	(20.95)
平成27(2015)年	19.35	(24.85)	18.12	(23.25)
平成32(2020)年	21.27	(27.35)	19.8	(25.4)
平成37(2025)年～	21.6	(27.8)	19.8	(25.4)

(注) 保険料率は、国庫負担1/3の場合、5年間据置き、平成16年10月に19.85%とし、以降は5年毎に2.5%ずつ引き上げるものとし、国庫負担1/2の場合、5年間据置き、平成16年10月に18.65%とし、以降は5年毎に2.3%ずつ引き上げるものとしている。(保険料率は、標準月額報酬ベース)

国民年金

段階保険料月額(11年度価格)		
年 度	国庫負担1/3	国庫負担1/2
	円	円
平成12(2000)年	13,300	13,300
平成13(2001)年	13,287	13,287
平成14(2002)年	13,090	13,090
平成15(2003)年	12,897	12,897
平成16(2004)年	12,706	11,203
平成17(2005)年	13,200	10,000
平成22(2010)年	17,200	13,000
平成27(2015)年	21,200	16,000
平成32(2020)年～	25,200	18,500

(注) 保険料は、国庫負担1/3の場合、5年間据置き、平成17年4月に13,200円(平成11年度価格)とし、以降は毎年度に800円(平成11年度価格)ずつ引き上げるものとし、国庫負担1/2の場合、5年間据置き、平成16年度の国庫負担割合引上げ時に3000円(平成11年度価格)引下げ、平成17年4月に10,000円(平成11年度価格)とし、以降は毎年度に600円(平成11年度価格)ずつ引き上げるものとしている。

